

4 - 1 EUとの政治面における一層の関係強化

政策所管局課（室） 政策課
 評価年月日 平成17年5月

| | |
|----------------------------|--|
| <p>政策の目的</p> | <p>「日欧協力の10年」の下、EUとの政治対話の着実な実施・幅広い協力の推進</p> |
| <p>政策の背景・概要と必要性</p> | <p>【背景】</p> <p>(1) 平成16年に25か国に拡大したEUは、従来の経済分野のみならず、外交・安全保障政策や司法・内務の分野においても政策の一本化が進展。今後EUとしての一体性及び国際社会における存在感は一層増していくことが予想される。</p> <p>(2) EU共通の外交・安全保障政策は加盟国25ヶ国の意見を集約して策定されるため、ひとたび意見が纏まればEUの決定が変更されることは希であり、かつ、加盟国25ヶ国が同じ立場をもって国際会議等に挑むこととなり、国際社会におけるその発言力は極めて大きなものとなる。</p> <p>(3) わが国とEUは基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった基本的価値を共有しテロ問題や環境問題等の国際社会が抱える諸問題に対して連携して取り組んできた実績を有する。わが国が外交を展開する上で、EUとの緊密な協議を通じて日EU間で共通の認識を醸成し、共通の諸課題に対しEUとの政策面での連携を図ることにより、わが国の国益をより効果的に確保し得る。</p> <p>【概要】</p> <p>こうした背景の下、平成16年度において、以下の施策を講じてきた。</p> <p>(1) 政治対話を通じた信頼・協力関係の一層の強化</p> <p>日・EU間には、日・EU定期首脳協議（年1回）、日・EUトロイカ外相協議（年2回）、日・EUトロイカ政務局長協議（年2回）、日・EUトロイカ政策担当者協議（8つの分野毎に随時開催）の定期的な対話の枠組みがあり、この他に国会事務局が主体となって開催している日・EU議員会議の側面支援がある。平成16年度は、首脳協議を1回（6月、東京）、外相協議を1回（9月、ニューヨーク）、政務局長協議を2回（12月、オランダ、2005年2月、東京）、日・EU政策担当者協議を3分野計5回及び日・EU議員会議を1回（4月、東京）それぞれ実施した。</p> <p>(2) 「日・EU市民交流年」（平成17年1月～12月）を通じた市民レベルの交流による日・EU関係の重層化</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) わが国とEUとは、基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済等の基本的価値を共有するものの地理的に離れているが故に認識に齟齬が生じやすく、緊密な対話による相互理解の深化を通じ共通の認識を醸成し、協力体制を構築することが不可欠である。</p> <p>(2) また、相互理解は政府間のみならず市民の間でも深めることが、日欧協力の裾野を拡大する上では重要であり、「市民交流年」はそのための最良の機会であると位置づけることができる。</p> |
| <p>目的達成のための考え方</p> | <p>複雑で困難な諸課題に取り組む国際社会において、日本とEUの果たす役割は重要。日EUが戦略的パートナーとして共通の認識を醸成し、協力を推進するためには、あらゆるレベルでの協議を適時に行い、かつ各協議を有機的に連携させることが必要。緊密かつ連携のとれた協議の実施は、日EU間の認識のギャップを埋めるとともに、EUとの協力分野を特定することを可能ならしめ、日EU協力を推進する。</p> <p>日欧がより豊かで多様性に満ちた世界のために貢献するためには、日EU協力の裾野を広げ、日EU間の人的交流により文化、叡智の面でも共通の認識を醸成していくことが不可欠。そのためには様々な人々が参加し、交流できる機会を企画し提供することが必要。</p> |
| <p>外部要因</p> | <p>日欧間で協議すべき課題の内容は、その時々国際情勢に応じて変わるものであり、右は日欧間の政治対話の頻度等にも影響を与えうるものである。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|--------|--------|------|------|-------------------|--------|--------|---|----|
| 投入資源 | <table border="1" data-bbox="440 152 1297 230"> <tr> <td rowspan="2">予算</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>83.7</td> <td>83.8</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="440 271 1297 349"> <tr> <td rowspan="2">人的投入予算 (定員ベース)</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>22</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位：人</p> <p>(注) 平成15年度は欧州国際機関室、平成16年度は、平成16年8月1日の機構改革により創設された欧州局政策課の定員数を記載。</p> | 予算 | 平成15年度 | 平成16年度 | 83.7 | 83.8 | 人的投入予算 (定員ベース) | 平成15年度 | 平成16年度 | 6 | 22 |
| 予算 | 平成15年度 | | 平成16年度 | | | | | | | | |
| | 83.7 | 83.8 | | | | | | | | | |
| 人的投入予算 (定員ベース) | 平成15年度 | 平成16年度 | | | | | | | | | |
| | 6 | 22 | | | | | | | | | |
| 政策の評価 【政策の目的達成状況】 | <p>【目的達成に際しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日・EUの政治対話の実施状況 ・幅広い協力の進展状況 ・「2005年日・EU市民交流年」の実施状況 <p>(1) 日・EUの政治対話の実施状況</p> <p>平成15年12月よりEUは中国への武器禁輸措置解除に向け検討を開始。日本はEU側にあらゆる政治対話の機会(日・EU定期首脳協議、日・EUトロイカ外相協議、日・EUトロイカ政務局長協議、議長国を含む主要国首脳、外相、政務局長レベルでの協議等)を連携させて懸念を表明し、反対の立場を明確に伝えてきた。</p> <p>平成16年12月にはEUは「解除の決定の結果、中国への武器輸出が量的にも質的にも増加するべきでない」旨欧州理事会で政治的にコミットし、平成17年5月現在においてEUは禁輸措置を解除していない。また、平成17年5月の日・EU定期首脳協議においては、日・EU間で東アジアの安全保障問題についての戦略的対話の強化が決定された。</p> <p>本件のように、日・EU間で認識を異にした案件についても、共通の認識の醸成に向けて大きな進展があった。</p> <p>また、平成16年6月の日・EU定期首脳協議において日・EU行動計画に掲げる平和と安全の促進の分野、経済・貿易関係の強化の分野について、4つの個別文書を発出したことは、日・EU行動計画を実施・促進する上で大きな成果があった。</p> <p>(2) 幅広い協力の進展状況</p> <p>国際社会の平和と安全の促進のために、平成16年10月のイラクに関する東京会合、及び平成17年1月のブリュッセルにおけるスリランカ・ドナー共同議長会合の成功のため、双方による会合への積極的な参加及び具体的な支援を通じた協力を実施した。また、環境問題につき、日・EUで協力して京都議定書締結に向けた他の諸国への働きかけを行った結果、同議定書が平成17年2月16日に発効するはこびとなった。</p> <p>(3) 2005年日EU市民交流年の実施状況</p> <p>「2005年日・EU市民交流年」については、EU諸国にある14の日本大使館において各国独自のデザインで市民交流年を広報するポスターを作成したことや、平成16年12月末の東京ミレナリオを市民交流年の事前広報イベントとして実施したことを通じて、市民交流年開始前の平成16年後半の段階で、日本及びEU加盟国において市民交流年の存在を幅広い層に周知させることができた。その結果、平成17年3月時点でEU加盟国で実施されるイベント約500件、日本国内で実施されるイベント約130件の登録が行われ、平成17年第1四半期において市民交流年は順調なスタートを切っており、多くの相互理解の機会を作り出している。</p> | | | | | | | | | | |
| 【目的と手段の関係の適切性】 | <p>(1) 日・EU行動計画に基づき、首脳間をはじめ様々なレベルでの政治対話が枠組化され、定期的実施されていることは、計画性をもった日・EU協力を可能とし、日・EU行動計画を着実に実施していく上で効果があるとともに、日・EU間で共通の認識を醸成していく上でも効果があった。</p> <p>(2) 「2005年日・EU市民交流年」の実施は、これまでは各国毎に行われてきた日欧間の各種交流を共通の枠組みに組み入れた結果、二国間のみならず日・EU間においても協力・連携が推進されていることが双方の市民に認知される契機となり、日欧協力の裾野の拡大にとり重要な相互理解を深める上で効果があった。</p> <p>分析</p> <p>政治対話の実施の効果については、その性質から長期的視点から判断する必要があり、また、協議すべき内容はその際の国際情勢に応じてその都度変わるため、定量的な評価は困難であるが、かかる対話を通じて合意した日欧協力の分野の多様性は、日欧協力の進展を計る上での基準となりうる。特に、京都議定書の発効に向けた他の諸国による締結への働きかけを日・EUで協力し</p> | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------|--------|-------------------|--------|--------------|--------|--------------------------|--------|-----------------|------|------------------|------|--|------|------|------|------|--|--|--|
| | <p>て実施したことは、日・EUが地球規模の問題についても緊密な連携を推進していることを示すものとなった。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【今後の課題】</p> | <p>「日欧協力の10年」に基づく日欧間の対話は既存の枠組みによるハイレベル対話が当初の予定通りの頻度で実施され、また、協議内容も多様化しており、所期の目標は十分に達成されているところであるが、今後は、複雑で困難な諸課題の解決に取り組む国際社会において、主要な軸である日米欧の結束及びバランスのとれた3者の連携を構築していく上で、日欧間で構築された絆を如何に活用していくかを念頭において日欧対話を実施していく必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p> | <p>【一般的な方針】 次年度は、平成17年5月の日・EU定期首脳協議で合意した日・EU間の戦略的な対話を強化するべく、それぞれの政治対話の機会において、これまで以上に東アジアの安全保障環境に重点を置いた協議を行う予定である。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0" data-bbox="395 622 1481 846"> <tr> <td>「日・EU協力のための行動計画」の実施</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>日・EU定期首脳協議(首脳レベル)</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>日・EUトロイカ外相協議</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>日・EUトロイカ政務局長協議(外務審議官レベル)</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>日・EUトロイカ政策担当者協議</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>「2005年日・EU市民交流年」</td> <td>拡充強化</td> </tr> </table> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1" data-bbox="395 922 1436 1057"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 「日・EU協力のための行動計画」の実施 | 今のまま継続 | 日・EU定期首脳協議(首脳レベル) | 今のまま継続 | 日・EUトロイカ外相協議 | 今のまま継続 | 日・EUトロイカ政務局長協議(外務審議官レベル) | 今のまま継続 | 日・EUトロイカ政策担当者協議 | 拡充強化 | 「2005年日・EU市民交流年」 | 拡充強化 | | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | 反映方針 | | | |
| 「日・EU協力のための行動計画」の実施 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日・EU定期首脳協議(首脳レベル) | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日・EUトロイカ外相協議 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日・EUトロイカ政務局長協議(外務審議官レベル) | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日・EUトロイカ政策担当者協議 | 拡充強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「2005年日・EU市民交流年」 | 拡充強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反映方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第三者の意見</p> | <p>(1) 佐瀬昌盛拓殖大学海外事情研究所所長(平成17年2月17日産経新聞) 「(EUの対中武器禁輸解除問題について)」「商売第一、人権二の次」に加えて「他国の迷惑三の次」を決め込む気配のEUに対して、首相が「待った」を叫ぶべきだ。ゆくゆくはそれがEUで日本が真に評価される道である。」</p> <p>(2) 平成17年3月27日産経新聞社説 「冷戦終了後の安全保障環境は欧州とアジアとは大きく異なる。日本政府はそうした根本的状況への理解を得るためにも、欧州の雄である仏との戦略的対話を深めたいとしている。(中略)安全保障面でも相互理解が必要である。」</p> <p>(3) 廣瀬克哉 法政大学法学部教授(外務省政策評価アドバイザー・グループメンバー) 基本的に継続的政策という立場で評価シートが書かれているが、EU自体は25か国への拡大や欧州憲法条約調印など大きな節目を迎えている。それに対応しての政策への言及が手薄なのが気になる。EU自体の継続性が強いという分析や、日本側の政策に変更が必要は変化ではないという評価が担当部局にあるのであれば、それを明記することが必要なのではないかと。 中国への武器禁輸措置の解除についての働きかけなどは、この政策の「成果」が測られる要素であり、それについての言及がなされていることは重要である。ただ、EUの拡大によってEU政策決定の「重心」が多少移動していく可能性があるとするれば、日本側の政策にも一定の修正が必要なのではないか。あまり手の内を明かすわけにはいかないとは思いますが、そのような観点からの分析があれば評価の意義が深まるのではないかと。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>評価総括組織のコメント</p> | <ul style="list-style-type: none"> EUとの政治対話と協力は、平成16年度においても引き続き活発であり、対中武器禁輸解除問題や京都議定書を巡る対応を含め、着実な進展があった。 政策目的達成に際しての評価の切り口に従って、実績・成果がわかりやすく説明されており、分析も概ね妥当である。第三者の意見の活用により、評価の信頼性が高められている。 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当であり、政策の重点が明確になっている。 17年度の重点外交政策である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|---|
| 事務事業名 | 「日・EU協力のための行動計画」の実施 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>平成13年の第10回日・EU定期首脳協議において、「日・EU協力のための行動計画」（以下「行動計画」）が採択され、平和と安全の促進、経済・貿易関係の強化、地球規模の問題及び社会的課題への挑戦、人的・文化的交流の促進の重点目標4項目を定め、各分野での日・EU協力を促進していくこととした。毎年の定期首脳協議の際に、前回の首脳協議以降に達成された成果のレビュー、次回首脳協議までの優先分野の確定を行い、共同プレス・ステートメントとして発表。</p> <p>EUは平成16年5月に拡大し15か国から25か国となった。また、EUは、経済統合体であった欧州共同体（EC）から、現在では外交・安全保障分野等の分野でも統合を進め、国際社会における発言力と存在感を強めている。わが国は、このような重要性を有するEUと、自由主義、民主主義、人権尊重、市場経済等の基本的価値観を共有するパートナーとして協力し、国際社会が直面する課題に取り組む必要があり、過去の日・EU定期首脳協議でも首脳間で係る認識が共有されている。本件施策は、こうした協力の基本となるものであり、今後も外務省が主導していく必要がある。</p> | |
| 具体的成果（有効性） | <p>平成16年6月の日・EU定期首脳協議においては、行動計画の重点目標1の平和と安全の促進の分野では「軍縮・不拡散に関する日・EU共同宣言」、重点目標2の経済・貿易関係の強化の分野では、「日・EU双方投資促進のための協力の枠組み」、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアチブ」及び「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」という4つの個別文書を出し、日・EU行動計画を実施・促進する上で大きな成果があった。また、重点目標4の人的・文化的交流の促進について、共同記者会見において平成17年に実施する「2005年日・EU市民交流年」のロゴ・マークを発表した。上記の4つの個別文書及び市民交流年の実施により、今後、日・EU間の協力の一層の具体化・深化が期待される。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：日・EU間の既存のスキームである、日・EU行動計画フォローアップのための「運営グループ会合」（年2回、東京と欧州で相互開催）を通じて、次回日・EU定期首脳協議に向けて、前回の首脳協議以降に達成された成果をレビューし、次回首脳協議までの優先分野を確定していく。）</p> |
| | 理由 | <p>本件施策は、平成13年からの「日欧協力の10年」における日・EU間の協力の内容を規定する基本的な方針であり、日・EU協力の10年終了後に日・EU間でその成果がレビューされ、新たな日・EU間の基本文書が作成されるまでは、毎年の評価及び次の1年間の優先分野の確定を通じた着実な実施及び促進が必要である。この施策は、EU側からも日・EU間の協力を推進する上で重要な施策と認識されており、日・EU関係を停滞させないためにも今後も継続する必要がある。</p> |

平成16年8月の外務省機構改革による欧州局政策課の設置により、より実効的に本件を推進する機構を整備。また、日EU行動計画の実施のための予算も外務省予算の中で確保。

事務事業の評価

| | | |
|------------|--|--|
| 事務事業名 | 日・EU定期首脳協議（首脳レベル） | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>日・EU関係の強化・拡充し、双方が直面する国際問題に対し効果的に対処するための方途等につき協議することを目的として、平成3年の日・EC共同宣言において日・EU（当時EC）間の定期的な対話枠組みとして設置されたものであり、平成16年度については、第13回日・EU定期首脳協議を6月に東京で開催した。</p> <p>この協議は、現在では国際社会で存在感を増しつつあるEUとの関係を維持する上で極めて重要な枠組みであり、また、わが国がEUを重視している証左としてEU側からも高く評価されており、かかる外交的重要性を要する対話は外務省が中心となって継続・推進していく必要がある。</p> | |
| 具体的成果（有効性） | <p>本件施策は、日・EU関係を拡充・深化するものであり、平成3年の第1回協議の実施以降、ほぼ毎年着実に実施している。政治対話の実施の効果については、その性質から長期的視点から判断する必要があるが、本件施策をとおして、日・EU間で国際情勢に関する認識共有や、わが国の政策につきEU側に理解を求める絶好の機会となり、特に平成16年は、イラク復興や北朝鮮問題等、わが国がEUと協力して取り組むべき課題が山積しているなかで、こうした課題につきあらゆるレベルでのわが国の政策に対する説明を行い、EU側の理解を求めたことは極めて有益であった。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：毎年日・EU定期首脳協議が過去1年間の日・EU協力のレビュー及び以降1年間の協力の方向性を策定する場であることから、年1回の開催を堅持する。）</p> |
| | 理由 | <p>国際社会におけるEUの重要性及び影響力にかんがみ、本件施策を通じてわが国の考え方を伝え、EU及びEU諸国との間で認識を共有するため、双方が直面する国際問題に対し効果的に対処するための方途等につき協議することは、国際問題のわが国にとって望ましい解決を生み出す観点から重要であり、本件施策は優先的に実施されるべき。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|--|
| 事務事業名 | 日・EUトロイカ外相協議 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>年2回わが国外相とEUの閣僚級の外交担当との間で、日・EU関係及び国際情勢について協議を行うもの。平成16年度は、国連総会の機会を捉え9月20日にニューヨークで実施した。</p> | |
| 具体的成果 | <p>国連改革、軍縮・不拡散、テロとの闘い及び地域情勢につき、意見交換を行い、適宜わが国の立場を説明し理解を求めた。また、EUの対中武器禁輸解除措置問題について、アジアの安全保障に与える影響という観点から日本の関心を伝達の上、EU内での慎重な検討を要請した。本問題に関するEUに対する外相レベルでの申し入れとしては、日仏外相会談に続き2回目のものであり、その後のEU内の議論でわが国の懸念が考慮される契機となった。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：国連総会等の多国間会合の機会を捉え積極的に開催。）</p> |
| | 理由 | <p>国際社会において「一つの声」で発言することを目指し、また実際に発言する機会が増加しつつあるEUとの協議の実施は、EU加盟各国との二国間の協議と並行しての場として、今後益々重要となるため。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|--|--|
| 事務事業名 | 日・EUトロイカ政務局長協議（外務審議官レベル） | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>この施策は、日・EU関係を強化・拡充し、双方が直面する国際問題に対し効果的に対処するための方途等につき、EUの議長国、次期議長国両国政府の政策企画責任者及び欧州委員会の対外政策部門責任者の3者と協議することを目的としており、平成16年度は、平成16年12月（オランダ）及び平成17年2月（東京）に実施した。</p> <p>EUの外交政策は25カ国の総意を得た上で決定されるため、EUの政策はすなわち25カ国共通の立場として、国際社会において極めて影響力の大きいものとなり得ること、また、一旦決定した後は容易に軌道修正が効かないことから、わが国にとり不都合な決定がなされないよう決定に至る以前の段階で、わが国の考え方をEUに的確に伝える必要がある。</p> | |
| 具体的成果 | <p>本件施策をとおして、国際社会で重要性を増しつつあるEUとの間で国際情勢に関する認識共有や、わが国の政策につきEU側に理解を求める絶好の機会となった。特に平成16年は、イラク復興や北朝鮮問題等、わが国がEUと協力して取り組むべき課題が山積しており、こうした課題につきあらゆるレベルでのわが国の政策に対する説明を行い、EU側の協力を得られたことは、国際社会でわが国の立場に対する賛同を得て外交政策をより効果的に実施する上で極めて有益であった。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：EUでは毎年上下半期毎に議長国が交代するため、本件施策の年2回実施を堅持した上で、平成17年度日・EU定期首脳協議で合意した日・EU間の戦略的な対話の場として、より充実した内容の協議を行う。）</p> |
| | 理由 | <p>国際社会におけるEUの重要性及び影響力にかんがみ、本件施策を通じてわが国の考え方を伝え、EU及びEU諸国との間で認識を共有するため。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|--|---|
| 事務事業名 | 日・EUトロイカ政策担当者協議 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>本件協議は、わが国及び国際社会にとって重要な課題について日・EU間の実務者間で協議を行うというもの。対象となるのは8分野（軍縮・不拡散WG、ロシア・NIS WG、中東WG、アフリカWG、西バルカンWG、人権WG、アジアWG、国連）。平成16年度は、平成16年10月に軍縮・不拡散WG（於：東京）及び人権WG（於：ニューヨーク）、11月に西バルカンWG（於：ブリュッセル）を実施し、平成17年3月に人権WG（於：ジュネーブ）及び軍縮・不拡散WG（於：ブリュッセル）を実施した。</p> | |
| 具体的成果 | <p>【軍縮・不拡散WG】</p> <p>軍縮・不拡散分野における基本政策について、相互理解を深め、協力の強化を図るための協議を行った。同分野において日・EUは基本的立場を同じくする問題が多く、生物兵器禁止条約専門家会合、NPT運用検討会議等のマルチの場における協力の足場を築いた。</p> <p>【人権WG】</p> <p>国連総会、国連人権委員会の際に本件会合を開催し、EU各国が主提案国として提出予定の決議案等に関する情報・意見交換を行うことにより、わが国の各種決議案への対応に関する検討をより効果的に行うことが可能となった。また、EUとの本件協議などを通じた協力により、人権委員会ではEUとわが国共同で北朝鮮決議を提出することが可能となった。</p> <p>【西バルカンWG】</p> <p>「テッサロニキ・アジェンダ」及び「安定化・連合プロセス」の進捗状況並びに西バルカン諸国（セルビア・モンテネグロ、コソボ、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びマケドニア）情勢に関して、情報・意見交換を行った。西バルカンにおいてわが国が今後ともEUの補完的な役割を果たしていくよう、引き続き協議を行うことで一致した。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：アジアWG開催の可能性を積極的に追求。ブリュッセルでの開催が原則であるが、それに捕らわれず、各地での多国間会合の機会を捉え積極的に実施。）</p> |
| | 理由 | <p>今後もわが国外交の課題の優先事項につき日・EU間で協議を行う有効な施策となり得る。特に、アジアについては、EUが統合・拡大において重要な局面を迎えている現在、アジアへの関心を維持するよう積極的に対話を実施していく必要がある。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|---|
| 事務事業名 | 「2005年日・EU市民交流年」 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>平成16年度には、「2005年日・EU市民交流年」の準備(平成16(2004)年4～12月)と実施(平成17(2005)年1～3月)を行った。この施策は、平成17(2005)年1～12月を日・EU市民交流年(以下「市民交流年」と定め、日本と欧州連合(EU)25か国の「人と人の交流」を通じて、相互理解を深めるためのものである。市民交流年は、政治、経済、教育、科学技術、文化、スポーツなどの幅広い分野にわたって、EUにおいては日本を、日本においてはEU及びEU各加盟国を紹介するイベントをEU加盟25か国及び日本において相互に同時に開催するものである。市民交流年は、平成14年7月の日・EU定期首脳協議で「日欧協力の10年」の中間年で、EU拡大の翌年である平成17(2005)年に実施することが合意されたものであり、平成13年12月の日・EU定期首脳協議で発表された「日・EU協力のための行動計画」の重点項目の1つである「人的・文化的交流」の促進を具体化する施策の一つである。</p> | |
| 具体的成果 | <p>平成16年6月の日・EU定期首脳協議で市民交流年のロゴ・マークを記者発表し、7月から市民交流年イベントの募集及び登録の申込みを開始した。同年12月までに日本及びEU加盟国において実施団体(実行委員会、連絡協議会など)が発足。また、平成16年秋には、平成17年度の文化庁アーツプラン及び国際交流基金助成事業において、市民交流年は助成の重点地域としての周年事業の一つに定められた。また、EUにおける21在外公館、欧州委員会本部及び駐日欧州委員会代表部のウェブ・サイトにおいて市民交流年のイベント登録及びイベント・カレンダーなどを紹介する独自のホームページが開設された。EUにおける14の在外公館において、各国独自のデザインで市民交流年を広報するポスターを作成した。また、平成16年12月後半に実施された東京ミレナリオを市民交流年の事前広報イベントとして実施した。これらの手段により、市民交流年開始前の平成16年後半の段階で、日本及びEU加盟国において市民交流年の存在を幅広い層に周知させる点で効果があったと言える。</p> <p>平成17年1月から3月の期間には、日本及びEU15か国(東京及びEU18都市)において、日本政府主催またはEU加盟国政府等との共催によるオープニング・イベントをはじめとして、多数の市民交流年イベントの実施が開始された(平成17年3月時点でEU加盟国で実施されるイベント約500件、日本国内で実施されるイベント約130件の登録が行われた)。これらのイベントにより、平成17年第1四半期において市民交流年は順調なスタートを切るとともに、日本及びEU加盟国における市民が実際に各種イベントを観賞・参加することにより、平成17(2005)年が市民交流年であることを知り、人と人との交流による相互理解の促進はかる上で大きな効果があった。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：政治、経済、教育、科学技術、文化、スポーツなどの幅広い分野における日本紹介のイベントの登録がEU25加盟国において広く行われるよう留意する。特にこれまで民間レベルの人的・文化的交流の実績が少ない一部のEU加盟国に対しては、中核となる交流事業を外務省、国際交流基金が企画及び実施する。また、EU加盟国全体において、経済、科学技術分野などにおいて未登録の優良イベントの発掘・登録を行う。平成17年11～12月に日本及びEU加盟国においてクロージング・イベントを計画・実施する。平成17年度に市民交流年に参加した団体の紹介を含む報告書の作成を行う。</p> |
| | 理由 | <p>すでに多数のイベント登録が行われているが、一部EU加盟国においてイベント登録件数が伸びず、また、政治、教育、文化、スポーツなどの分野のイベント登録数に比べて、経済、科学技術の分野のイベント登録件数が少ない状況にある。今後は、イベント登録件数が停滞しているEU加盟国の公館との連携を強化するとともに、登録件数が比較的に少ない経済、科学技術の分野での優良イベントを発掘し登録されるよう努力する。また、平成17(2005)年において集中的に実施された市民交流年による各種交流イベントを、「日欧協力の10年」の後半における「人的・文化交流」の促進につなげていくために、市民交流年に参加した団体及び実施したイベントの概要を紹介する報告書を作成する。これを日・EU間の人的・文化交流のアドレス・ブックとして、各種団体のネットワーク化を図るとともに、日・EU間の人的・文化交流促進の基盤として活用していく。</p> |

【参考資料】

- 日・EU協力のための行動計画
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/EU/keikaku.html>)
- 日・EU定期首脳協議
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/EU/shuno.html>)
- 第13回日・EU定期首脳協議
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/EU/shuno13/gh.html>)
- 日・EUトロイカ協議
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/EU/troika.html>)
- 「軍縮・不拡散に関するEU理事会事務局との協議（概要）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/2_kyogo/EU.html)
- 日・EU市民交流年
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/EU/koryu_2005.html)
- 文化庁 (<http://www.bunka.go.jp/index.html>)
- 国際交流基金 (http://www.jpf.go.jp/j/others_i/news/0412/12-01.html)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

4 - 2 欧州主要国等との間での二国間及び国際場裡における協力の進展 (西欧諸国)

政策所管局課(室) 西欧課
評価年月 平成 17 年 7 月

| 政策の目的 | 二国間の文脈及びグローバルな協力関係の構築 |
|----------------------------|--|
| <p>政策の背景・概要と必要性</p> | <p>【背景】</p> <p>(1) 日本政府が直面する様々な諸課題に取り組む上で、国際社会に強い影響を有する英・仏・独・伊等の G8 メンバー及び、様々な分野で国際的な世論をリードするその他の西欧諸国との関係の維持強化を図っていくことが益々重要となっている。</p> <p>(2) 英国は国連安保理常任理事国、G8 メンバー(2005 年議長国)、EU の主要国(2005 年後半議長国)であり、国際社会で大きな発言力を有する大国の一つである。日英両国は、基本的価値観を共有し、国際社会の平和・安定と繁栄等に責任を有する重要なパートナーと相互に認識。近年は特に、テロとの闘いにおける協力、イラク問題での政策協調や復興支援における協力等、グローバルな課題への対応において極めて緊密な協力関係にある。</p> <p>(3) フランスは国連安保理常任理事国、G8 メンバー、EU 原加盟の主要国であり、国際社会で大きな発言力を有する大国の一つである。日仏両国は、基本的価値観を共有し、国際社会の平和・安定と繁栄等に責任を有する重要なパートナーと相互に認識。近年は特に、テロとの闘いにおける協力、安保理改革における協力等、グローバルな課題への対応において極めて緊密な協力関係にある。</p> <p>(4) イタリアは、G8 メンバー、EU・NATO 原加盟の主要国として、国際社会に一定の影響力を有している。</p> <p>(5) スペインは、世界第 8 位の経済力、EU 内外に政治力を有しているのみならず、中南米諸国に影響力を有している。</p> <p>(6) さらに、EU に加盟しているその他のベネルクス諸国(ベルギー、オランダ、ルクセンブルク)や北欧諸国(フィンランド、スウェーデン、デンマーク)のように、独自のイニシアティブによる外交政策により様々な分野で指導力を発揮する、また、福祉や雇用政策等の分野や開発戦略の分野で国際社会に影響力を有する国も多く、我が国として参考となる点も多い。国際平和協力分野での協力も行っている。</p> <p>(7) EU 非加盟国との間でも、ノルウェーの間では、WTO や国際捕鯨委員会(IWC)等の経済分野や、スリランカ和同等の政治分野での協力関係が進展しており(2005 年は国交樹立 100 周年)、アイスランドの間でも、首相が来日し首脳会談を行うなど、協力関係が進展している(2006 年は国交樹立 50 周年)。</p> <p>(8) また、バルト 3 国は、91 年の独立以来「欧州への回帰」を目指し、2004 年 EU 及び NATO に加盟した。</p> <p>(9) これらの西欧諸国は、基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった価値観を共有しており、これら諸国との間で緊密な連携を確保しつつ対処することにより、我が国の国益がより効果的に確保し得る。</p> <p>【概要】</p> <p>こうした背景の下、平成 16 年度において我が国は、以下の施策を講じてきた。</p> <p>(1) 政府間(首脳、外相レベルを含む)での、共通の諸課題に関する協議・政策調整別紙のとおり(平成 16 年のデータ)</p> <p>(2) 民間有識者を含む対話の実施及び西欧諸国の政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物との交流(日仏フォーラム、日英 21 世紀委員会、日西シンポジウム(平成 16 年度は未実施))</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった価値観を共有しており、国際社会で大きな影響力を有する西欧諸国との関係はわが国の安全と国際社会の平和と安定の礎である。</p> <p>(2) また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識に基づき、わが国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできているが、そのために共通の価値観を有する欧州諸国との友好関係を強化することは必須である。</p> <p>(3) 西欧諸国は、共通の価値観を有する一方、様々な言語、民族からなる多様性を有している。これらの多くの国は、EU という形で一定の統合を模索しているが、EU 内でも各国が独自の行動</p> |

| | <p>なくなった。</p> <p>(ロ)イラク：国際社会の主要課題であるイラク支援について、我が国はイラク南部サマーワにおいて、英国及びオランダと緊密に意思疎通を図りながら協力をを行い、支援活動を行っている。</p> | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--------|--|--------|--|------|------|------|------|--|--|--|
| 【目的と手段の関係の適切性】 | <p>(1) 政府間(首脳、外相レベルを含む)での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、我が国と西欧諸国が直面する諸課題についての政府間の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、こうした施策の実施は、上述のような効果を得る上で適切な手段であった。</p> <p>(2) また、民間有識者を含む対話を実施し、欧州各国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘を行うことは、上述のような協議・政策調整を円滑に行う上で不可欠な、我が国と西欧諸国の相互理解や友好関係を維持・強化する上で、適切な手段であった。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 分析 | <p>(1) 要人往来の機会を最大限に活かし、対話や協議の場を設定し、有意義な意見交換を行うことができた。</p> <p>(2) 各種施策を通じて、様々なレベルでの良好な関係の維持・増進を図ることができた。</p> <p>(3) しかし、政治経済面等様々な分野における連携の強化の効果は、刻々と変動する国際情勢に対し、我が国と西欧諸国が如何に問題意識の共有及び諸案件への対応を行うかによって評価されるものであり、会計年度に区切った一年単位の短期間での評価や、定量的な評価が困難である点に留意する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 【今後の課題】 | <p>(1) 平成16年度に行った各種施策の結果、多くの国で政府間のみならず、民間有識者を含めた幅広い範囲で、二国間の友好関係を増進することができたが、政府レベル及び民間有識者等の交流が必ずしも十分ではなく、更なる友好関係の増進の余地が見られるものがある。個々の国との二国間関係の現状を詳細に分析しつつ、平成17年度においては、更なる二国間の友好関係の増進に資するものとする。</p> <p>(2) その上で、国連改革、欧州憲法批准プロセスを含むEU拡大、イラク、テロ対策、対中武器輸出措置解除といった、我が国と西欧諸国との協力を確保すべき当面の案件について、我が国の国益に合致した結果を得るためには、引き続き、西欧諸国との間での政治・経済分野での協力を更に推進する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映) | <p>【一般的な方針】</p> <p>引き続き、我が国と西欧諸国が直面する政治・経済面での諸課題についての政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0"> <tr> <td>政府間(首脳、外相レベルを含む)で、共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>民間有識者を含む対話の実施及び西欧各国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する民間人を含めた交流を促進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>概算要求</th> <th>機構要求</th> <th>定員要求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 政府間(首脳、外相レベルを含む)で、共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施 | 今のまま継続 | 民間有識者を含む対話の実施及び西欧各国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する民間人を含めた交流を促進 | 今のまま継続 | | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | 反映方針 | | | |
| 政府間(首脳、外相レベルを含む)で、共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | |
| 民間有識者を含む対話の実施及び西欧各国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する民間人を含めた交流を促進 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | |
| | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | | | | | | | | | | |
| 反映方針 | | | | | | | | | | | | | |
| 第三者の意見 | <p>【日英関係】</p> <p>2005年3月、日英21世紀委員会第21回合同会議議長要約</p> <p>共に米国と緊密な同盟関係を維持し、それぞれ欧州と東アジアで主導的役割を担っている英国と日本は、地政学上の諸問題の分野で特別な役割を果たすことができる。日英両国は、このような分野における国際共同取り組みをより効果的なものにするために協力すべきである。</p> <p>【日仏関係】</p> <p>2005年3月23日、朝日新聞</p> <p>欧州連合が検討している対中武器禁輸の解除問題で、大統領は「(解除後に)欧州が武器輸出政策に</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>乗り出す考えは全くない」と明言、日本の懸念への配慮を強くにじませた。国連改革でも、安全保障理事会の常任理事国入りを狙う日本への指示を改めて表明した。</p> <p>【日西関係】</p> <p>2005年6月、日・スペインシンポジウム総括</p> <p>日本とスペインは民主主義というベースを共有していることから更なる関係強化に努めるべき。アジアにおけるリーダーシップは劇的に変化しており、今後、日本・中国・インドが主要な役割を果たしていくであろう、今後日 EU対話を進めていく必要がある。</p> |
| <p>評価総括組織のコメント</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 首脳、外相レベルを含む政府間での共通の諸課題に関する政策調整や民間有識者を含む賢人会議の開催等様々な取り組みが行われている。 ・ 評価の切り口に沿って実績の説明がなされている。 ・ 今後の課題及び政策の方向性は総論的であるが、概ね妥当である。 |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|---|
| 事務事業名 | 政府間（首脳、外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>【必要性】</p> <p>各国との協力関係の構築のためには、友好関係に裏打ちされた緊密な意思疎通の機会を可能限り設けることが不可欠である。</p> <p>【内容】</p> <p>首脳、外相レベルでの接触を可能な限り頻繁に行い、また、その際の協議の内容を戦略的観点に立ち、国際社会の共通の諸課題に関する政策の調整に有益なものとするよう努めた。事務レベルでも、日英次官級戦略対話・日仏次官級協議の様な戦略的な対話の機会を定期的に設けるよう努めた。</p> | |
| 具体的成果（有効性） | <p>（１） G8である英、仏、伊との間では、サミットの機会にマルチの協議をするとともに、必要に応じて二国間の意見交換を総理、外相レベルで行うなど、緊密な関係を維持することによって、国際社会の喫緊の課題について、協力関係を維持・拡充することができた。二国間でも、町村外務大臣が英、仏両国を訪れているほか、英からはストロー外相が本年1月、仏からはドビル外相（現、首相）が昨年2月、シラク大統領が本年3月に来日し、総理や外相と会談を行った。</p> <p>（２） その他にも、首脳、外相レベルだけで、アイルランドから首相、エストニアから大統領、サンマリノから外務長官、デンマークから外相、フィンランドから大統領（2度）、ポルトガルから外相が来日しており、閣僚レベルの保往来の数はこれをはるかに超えており、様々な分野での緊密な意見交換によって、協力関係を拡充している。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：従来どおり、様々な機会に意見交換の場を設定するべく対処する。）</p> |
| | 理由 | <p>政治分野での我が国と西欧諸国の協力を日本政府として推進し、政治・経済上の諸課題への取組における双方の連携を強化する上で、政府間のハイレベルでの対話を現状の頻度で継続することは不可欠であるため。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|---|
| 事務事業名 | 民間有識者を含む対話の実施及び西欧各国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する民間人を含めた交流を促進 | |
| 事業の内容及び必要性 | <p>平成16年度は、次の会合を実施した。</p> <p>(1) 日仏フォーラム 1995年6月、村山総理(当時)とシラク大統領との日仏首脳会談の際、日仏両首脳間の諮問機関として設置に合意し、1996年6月に日仏双方の財界・学界・文化人による構成メンバー(委員)各6名を指名し発足。会合毎に大きなテーマを設定しつつも、広い意味でそれに関連する事項も含めて日仏双方の各界からの出席者の知見を生かした議論を行い、時宜に応じて日仏両国首脳に随時提言を行うこととしている。</p> <p>(2) 日英21世紀委員会 1984年6月の日英首脳会談の際、中曽根総理とサッチャー首相(いずれも当時)との間で、日英双方のオピニオン・リーダーによる対話構想を推進することが合意され1985年1月に発足。2005年3月で第21回目。本委員会は、日英関係の幅広い側面につき討議し、これを通じて日英間の相互理解、知的交流を深め、長期的に両国の協力関係の緊密化の方途を探ることを目的としている。</p> <p>(注) 日西シンポジウム(平成17年度の早期に実施予定): 1994年、天皇皇后両陛下スペイン御訪問の成果を生かすべく、97年2月、両国の外務省が主体となり、両国の各界要人の参加を得て、第1回シンポジウムを開催。各界の有識者間の自由な意見交換を通じて、両国間の交流をより広い分野において活発化させ、一層の相互理解を促進し、長期的観点に立って両国関係の緊密化の方途を探ることを目的としている。成果としては、友好親善団体であるスペイン・日本財団が設立されたこと、スペインの大学において東アジア研究の学位の認可が行われていること、各分野にわたる具体的提言をリストにまとめてフォローアップする等の試みが挙げられる。</p> | |
| 具体的成果 | <p>(1) 日仏フォーラム: 2004年4月の会合においては、将来の日仏関係発展の基礎としての日仏両国間の青少年交流の促進が、主要テーマとして議論(1999年に開始されたワーキング・ホリデー査証の発給数は、2004年には、日本人渡航者に対して525人、仏人渡航者に対して305人の大台に乗った。イラク問題に関しては、本フォーラムによって培われた重層的な2国間関係を利用して仏及び欧州との対話を維持し、イラク復興に向け、建設的な立場を米欧の間で保つことが出来た。</p> <p>(2) 日英シンポジウム: JETプログラム(語学教師等招致事業)の参加者の倍増やワーキング・ホリデー制度、英国人に対するボランティア査証発給等が提案され、いずれも実現。本年3月の第21回会議では、東アジアにおける日本、欧州共同体における英国、グローバル・ガバナンスの課題への対応、国際的なエネルギー安全保障における新たな課題と日英協力、開発と環境保全: 自然の叡智の追求、中国の躍進とその国際秩序における経済及び安全保障面での影響、の各テーマについて討議。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針: 従来どおり実施する。なお、平成16年度は一部実施できなかったが、民間の有識者を加えた対話の実施は、政策協調の幅及び深さを拡充する上で引き続き必要であり、今後とも機会を捉え実施する。)</p> |
| | 理由 | <p>民間有識者を含む西欧諸国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物との交流を促進することは、我が国と西欧諸国との協議・政策調整を円滑に行う上で不可欠な、相互理解や友好関係を維持・強化する上で必要であるため。</p> |

【参考資料】

【日英関係】

「日英21世紀委員会第21回合同会議議長要約」 国際交流センター

【日仏関係】

朝日新聞 2005年3月23日朝刊

首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2005/03/27press.html>

「フランス・ジャポン・アンフォ」フランス大使館広報部発行 10号・2005年4月

【日西関係】

「日本・スペイン・シンポジウムの概要」外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/spain/sympo0106.html>

要人往来表(西欧諸国)

要人往来表 (西欧諸国)

| 国・地域名 | 要人名 | 期間 | 往来目的・主要日程 |
|--------|----------------------------------|------------|---|
| アイスランド | 来 プロンダール国会議長 | 11/11～16 | 参議院招待 11/10 扇衆議院議員と会談 11/12 小泉総理大臣に表敬 11/12 河野衆議院議員と会談 11/15 天皇皇后両陛下に謁見 |
| イタリア | 往 竹中内閣府特命担当大臣 (金融、経済財政政策) | 5/1～5/3 | 5/3 ガスバツリ通信相と会談 |
| | 往 石原国土交通大臣 | 9/2～9/9 | 9/6 日伊土砂災害共同研究所訪問 |
| 英国 | 往 石破防衛庁長官 | 1/11～1/13 | 1/12 フーン国防相との会談 |
| | 来 ウェセックス伯エドワード 王子殿下 | 3/22～3/26 | エディンバラ公賞国際協会会長として訪日 9/24 皇太子殿下と御接見 |
| | 往 承子女王殿下 | 4/13～ | 御留学 |
| | 往 竹中内閣府特命担当大臣 (金融、経済財政政策) | 5/3～5/4 | 5/4 キング英銀行総裁と会談 |
| | 往 石原国土交通大臣 | 9/2～9 | 9/3 IMO事務局長と懇談 |
| | 往 彬子女王殿下 | 9/25～ | 御留学 |
| | 往 町村外務大臣 | 11/20～21 | 11/21 中東関係者との懇談 |
| エストニア | 来 リューテル大統領 | 10/31～11/4 | 実務訪問賓客 11/1 小泉総理大臣と会談 11/1 天皇皇后両陛下との御会見 |
| オランダ | 往 石破防衛庁長官 | 1/13～1/14 | 1/14 カンプ国防相と会談 |
| | 往 秋篠宮同妃両殿下 | 3/29～3/30 | 3/30 故ユリアナ前女王陛下御葬儀御参列 |
| | 往 田中外務大臣政務官 | 5/30～6/7 | 6/3 マイヨール外務次官と会談 |
| サンマリノ | 来 ベラルディ外務長官 | 10/30～11/3 | 在京サンマリノ大使館移転祝賀会及び在神戸 名誉領事館開設祝賀会出席 11/1 小野寺外務大臣政務官と会談 |
| スウェーデン | 往 竹中内閣府特命担当 大臣(金融、経済財 政政策) | 1/8～1/10 | 1/9 ハイケンステン中央銀行総裁と会談 1/9 リングホルム財務相と会談 1/9 ルンド国際経済・金融担当相と会談 |
| | 来 パーション首相 | 3/6～3/9 | 3/8 小泉総理大臣と会談 |
| | 往 茂木内閣府情報通信 技術担当大臣 | 5/2～5/3 | 5/3 エストロース教育科学相と会談 5/3 ルンド国際経済・金融担当相と会談 |
| スペイン | 来 ルーカス上院議長 | 1/26～1/30 | 参議院議長招待 1/27 倉田参議院議長と会談 1/27 天皇陛下に謁見 1/28 河野衆議院議長と会談 |
| | 往 皇太子殿下 | 5/20～5/23 | フェリペ皇太子殿下結婚式御出席(5/22) |
| デンマーク | 往 皇太子殿下 | 5/12～5/15 | フレデリック皇太子殿下結婚式御出席 |
| | 来 マルグレーテ二世女王 | 11/15～22 | 国賓 11/16 天皇皇后両陛下と会見 |
| | 来 ムラー外相 | 11/15～19 | 女王訪日に随行 11/15 町村外務大臣と会談 |
| ノルウェー | 来 ペターシェン外相 | 5/20～5/22 | 5/20 川口外務大臣と会談 |
| フィンランド | 往 茂木内閣府情報通信技術担 当大臣 | 5/3～5/4 | 5/4 ハータイネン教育相と会談 5/4 ルフトネン運輸通信相と会談 |
| | 来 ハロネン大統領 | 10/20～24 | 公式実務訪問賓客 10/20 小泉総理大臣と会談 10/21 天皇皇后両陛下との御会見・午餐会 |
| | 来 ハロネン大統領 | 12/8～10 | 12/8～9 ICFTU世界大会出席 |

要人往来表(西欧諸国)

| | | | | |
|-------|---|--------------------|-----------|---|
| フランス | 往 | 石破防衛庁長官 | 1/14～1/17 | 1/15 アリオ＝マリー国防相との会談 |
| | 来 | ドビルパン外相 | 2/29～3/2 | 3/2 小泉総理大臣に表敬 3/2 川口外務大臣と会談 |
| | 往 | 中川経済産業大臣 | 4/30～5/4 | 5/3 サルコジ経済財政産業相と会談 |
| | 往 | 松宮外務大臣政務官 | 5/1～5/4 | 5/3 グルドー・モンターニュ大統領外交顧問と会談 |
| | 往 | 石原国土交通大臣 | 6/17～6/20 | 6/17 ドロビアン設備・運輸・国土整備・観光・海洋相と会談 |
| | 往 | 坂口厚生労働大臣 | 8/16～19 | 8/18 オラン不安定及び排除との戦い担当相との会談 8/19 ベルトラン医療保険担当閣外相 8/19 ドゥースト＝フラジイ保健・社会保障相と会談 |
| | 往 | 扇参議院議長 | 9/20～21 | 9/20 ヴァラード上院仏日友好議連盟会長と会談 |
| | 往 | 町村外務大臣 | 11/19～20 | 11/19 バルニエ外相との会談 |
| ポルトガル | 来 | ゴウヴェイア外務・在外コミュニティ相 | 4/5～4/8 | 外務省賓客 4/6 皇太子殿下と接見 4/7 川口外務大臣と会談 |
| | 往 | 皇太子殿下 | 5/15～5/20 | 5/17 サンパイオ大統領と御会見 5/19 バロージョ首相との御懇談 |
| リトアニア | 来 | パウラウスカス国会議長 | 3/21～3/27 | 3/22 天皇皇后両陛下に謁見 3/22 河野衆議院議長と会談 3/23 川口外務大臣と会談 3/24 小泉総理大臣と会談 |

4 - 3 欧州主要国等との間での二国間及び国際場裡における協力の進展 (独をはじめとする中・東欧諸国)

政策所管局課(室)東欧課
評価年月日 平成17年7月

| 政策の目的 | 二国間の文脈及びグローバルな協力関係の構築 |
|----------------------------|--|
| <p>政策の背景・概要と必要性</p> | <p>【背景】</p> <p>(1) ドイツは日本にとり欧州最大の貿易相手国であるが、G8メンバー、EUの主要国として二国間関係の強化のみならず、国連安保理改革やイラク・アフガニスタンの復興支援協力など国際問題においても連携・協力していく関係にある。</p> <p>(2) 中欧諸国等は、89年以降、民主化・市場経済化の努力を進め、EU及びNATO加盟において新たな進展を遂げつつある。ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、キプロスについては04年5月にEUに加盟した。また、ブルガリア、ルーマニアについても07年加盟が見込まれている。NATOについては、02年にスロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニアを含む7カ国に対する加盟招請が決定され04年3月に正式加盟した。</p> <p>(3) 旧ユーゴを中心とする西バルカン諸国は、00年以降総じて安定化傾向にあるが、04年3月にコソボで発生した大規模暴動に見られるように依然として脆弱性を抱えている。</p> <p>(4) 旧ソ連地域においては、ソ連崩壊後10余年を経て民主化の波が押し寄せており、ウクライナにおいては、04年末の大統領選挙を巡る混乱を経て新大統領が選出された(「オレンジ革命」)。また、モルドバにおいても、05年3月選挙で勝利した共産党政権が欧州統合路線を明確に打ち出すなど変革が見られる。他方、ベラルーシでは、04年10月の国民投票で大統領三選禁止憲法規定が削除されるなど、強権政治が進められている。</p> <p>【概要】</p> <p>こうした背景の下、平成16年度において、我が国は、以下の施策を講じた。</p> <p>(1) 要人往来をはじめとする対話の継続・促進</p> <p>(往訪)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀井農水大臣のスイス訪問 (04年 7月) ・ 常陸宮同妃両殿下のギリシャ訪問 (04年 8月) ・ 荒井外務政務官のハンガリー、スロベニア、マケドニア訪問 (04年 9月) ・ 川口総理大臣補佐官のブルガリア訪問 (04年12月) <p>等</p> <p>(来訪)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイス・スイス大統領兼経済大臣 (04年10月) ・ ジュルチャーニ・ハンガリー首相 (04年10月) ・ シュレーダー独首相 (04年12月) ・ サクスコブルク・ブルガリア首相 (04年12月) ・ ベルカ・ポーランド首相 (05年 1月) <p>等</p> <p>(2) 国際的課題や国際情勢に関する協議・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合(於:東京) (04年 4月) ・ 西バルカン観光振興ワークショップ(於:モンテネグロ) (04年11月) ・ 日EU西バルカン政策担当者協議 (04年 6月) ・ 日EUトロイカ協議 (04年 6月) ・ PIC(ボスニア和平履行評議会)運営委員会政務局長会合(3ヶ月に一度) ・ OSEC選挙監視団への要員派遣 <ul style="list-style-type: none"> ベラルーシ (04年10月) マケドニア (04年11月) ウクライナ (04年10, 11, 12月) モルドバ (05年 3月) <p>(3) 民間部門における交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日独フォーラム、日墺21世紀委員会の実施 <p>(4) 人的、知的交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中・東欧諸国実務者招聘、中・東欧青年招聘計画(文化交流部予算)の実施 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--------|--------|--------|------|------|-------------------|--------|--------|----|----|
| | <p>【必要性】</p> <p>(1) 日独両国は、基本的価値観を共有し、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任を有する重要な政治的パートナーとして、協力関係を構築する必要がある。特に、国連安保理改革においては両国は常任理事国候補として共通の立場を有しており、改革の実現に向けて緊密な協力関係を構築することが必要である。</p> <p>(2) 中欧諸国等は、イラクに部隊を現在派遣中乃至派遣した経験を有しており、近年日本からの投資も増加している他、安保理改革等でも我が国の立場を支持又は理解を示している国が多いことから、EU内における我が国と近い立場を有する国々との関係強化を図ることは有意義である。</p> <p>(3) 旧ユーゴ紛争以降、西バルカン諸国は徐々に安定化の方向に進んでいるが、コソボに見られるように依然として民族間の融和は進んでいないところ、日本は、EUの戦略的パートナーとして、また平和定着外交の推進との観点から、引き続き同地域の平和定着・経済発展に向けた支援を実施する必要がある。</p> <p>(4) 旧ソ連地域における安定及び民主化が欧州全体の安定・安全保障にとって重要であるとの認識から、更なる民主化・市場経済化支援を行う必要がある。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>目的達成のための考え方</p> | <p>独をはじめとする中・東欧諸国との間で、二国間の文脈及びグローバルな協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、国際的課題や国際情勢に関する協議・協力を強化する必要がある。また、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進する必要がある。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>外部要因</p> | <p>(1) EU加盟（候補）国との関係においては、従来からの良好な二国間関係が、EU内における政策決定等に左右される面を有している。</p> <p>(2) 旧ソ連欧州部においては、民主化の動きが見られるとはいえ、ベラルーシはもとより依然ロシアの影響が大きく、また同諸国の市場経済化の進捗状況次第では民主化の進展への影響もあり得、我が国の民主化・市場経済化支援の効果にも影響が及ぶ可能性がある。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>投入資源</p> | <table border="1" data-bbox="440 976 1297 1055"> <tr> <td rowspan="2">予算</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>40.9</td> <td>41.7</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <p>(注) 中・東欧青年招聘計画は他課予算</p> <table border="1" data-bbox="440 1128 1297 1207"> <tr> <td rowspan="2">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位：人</p> | 予算 | 平成15年度 | 平成16年度 | 40.9 | 41.7 | 人的投入資源 (定員ベース) | 平成15年度 | 平成16年度 | 24 | 24 |
| 予算 | 平成15年度 | | 平成16年度 | | | | | | | | |
| | 40.9 | 41.7 | | | | | | | | | |
| 人的投入資源 (定員ベース) | 平成15年度 | 平成16年度 | | | | | | | | | |
| | 24 | 24 | | | | | | | | | |
| <p>政策の評価</p> <p>【政策の目的達成状況】</p> | <p>【目的達成に照らしての評価の切り口】</p> <p>・独をはじめとする中・東欧諸国との、二国間関係及び国際場裡における協力の状況</p> <p>別表の施策を通じて、独をはじめとする中・東欧諸国との間で、二国間の文脈及びグローバルな協力関係が進んだ。具体的な成果は以下のとおり。</p> <p>(二国間の協力関係)</p> <p>(1) 国連安保理改革に関して、04年9月、NYにおいて初のG4（日本、ドイツ、インド、ブラジル）首脳会談が開催され、また同年12月シュレーダー独首相の訪日においてハイレベル委員会の報告書提案を歓迎する共同プレス声明が公表されるなど、G4による結束強化が図られた。</p> <p>(2) 04年10月、ジュルチャーニ・ハンガリー首相が訪日し、両国関係の強化について提言をまとめるための、両国有識者から成る「日・ハンガリー協力フォーラム」の立ち上げに合意し、そのことを含む両国の「共同声明」が発出されるなど、二国間関係を強化することができた。</p> <p>(3) 04年12月、サクスコブルク・ブルガリア首相が訪日し、日本の安保理常任理事国入りを支持することを含む両国の「パートナーシップに関する共同声明」が発出されるなど、二国間関係を強化することができた。</p> <p>(4) 05年1月、ベルカ・ポーランド首相が訪日し、03年に署名された両国の「戦略的パートナーシップに向けた共同声明」に基づく協力の具体的成果及び将来の見通しについて意見交換することができた。</p> <p>(グローバルな協力関係)</p> <p>(1) 04年4月、西バルカン諸国の外交・経済担当の閣僚を招聘するとともに、国連、EU加盟国、G8諸国等関係者の出席を得て、EU議長国であるアイルランド政府と共催で、東京において「西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合」を開催し、日本はこの地域で取り組むべき課題として「平和の定着」「経済発展」「域内協力」の三本柱を提唱し、会合の共同結論文書にも成果としてこれが盛り込むことができた。</p> | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------------|--------|------------------|--------|---------------|------|------------|--------|--|------|------|------|------|--|--|--|
| | <p>(2) 04年11月には、上記閣僚会合のフォローアップとして観光などの産業振興ワークショップを域内で実施し、ボスニア・ヘルツェゴビナが次回ワークショップの開催を提案するなど西バルカン問題に取り組む関係者との協力関係が強化された。</p> <p>(3) 05年2月、中・東欧諸国(ブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア)政府の環境省幹部等及び中・東欧地域環境センター(REC:ハンガリーに本拠を置く国際機関)関係者を招き、多数の日本の民間企業関係者の出席を得て、経済産業省、環境省及びRECと共催で、東京において「日本と中・東欧:京都メカニズムを通じた協力」ワークショップを開催した。京都議定書が2月16日に発効した直後のタイミングで、京都メカニズムの1つであるJIについて活発な意見交換を行い、日本と中・東欧諸国間の協力関係強化に資するものとなった。</p> <p>(4) OSCE選挙監視団として、ベラルーシ、マケドニア、ウクライナ、モルドバに要員を派遣し、特にやり直し選挙を含め3回選挙が行われたウクライナにはその全てに監視団を派遣し(第3回目には26名)、グローバルな協力関係を構築することができた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【目的と手段の関係の適切性】</p> | <p>「要人往来をはじめとする対話の継続・促進」、「国際的課題や国際情勢に関する協議・協力」、「民間部門における交流の促進」、及び「人的・知的交流の促進」は、独をはじめとする中・東欧諸国との間で、二国間の文脈及びグローバルな協力関係を構築する上で不可欠であり、こうした施策の実施は、上述のような成果を得る上で適切な手段であった。</p> <p>分析</p> <p>(1) 中・東欧諸国との間での協力関係の構築の効果は、国際情勢の変動や個々の案件に対し双方が有する問題意識によって評価が異なることから、会計年度に区切った一年単位の短期間での評価や、定量的な評価が困難である点に留意する必要がある。</p> <p>(2) 要人の往来については、日本へのハイレベルの訪問に比して、日本からのハイレベル特に総理大臣、外務大臣の訪問がないことから、そのギャップを埋める努力が必要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【今後の課題】</p> | <p>(グローバルな協力関係の構築)</p> <p>(1) 西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合の成果を着実にフォローアップする必要がある。</p> <p>(2) 平成17年9月の「国連ミレニアム宣言に関する首脳会合」が成功裡に開始されるべく、安保理改革について中・東欧諸国の理解を得よう協力関係を構築する必要がある。</p> <p>(3) コソボの「水準」履行状況に関する包括的レビューの結果如何によっては、コソボの最終的地位に関する議論が国連において開始される可能性があるところ、平成17年1月以降安保理メンバーである日本は、その議論に積極的に関与する必要がある。</p> <p>(二国間の協力関係の構築)</p> <p>(1) 総理大臣/外務大臣の往訪を通じた二国間関係の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 日ハンガリー首脳会談において立ち上げが合意された「日ハンガリー協力フォーラム」を軌道に乗せる必要がある。</p> <p>(3) EUへの加盟が日本との二国間関係に与える影響を踏まえ、新規加盟国(候補国を含む)との新たな関係構築に努める必要がある。</p> <p>(4) 旧ソ連地域における民主化の動きを注視しつつ適切な協力関係の構築に努める必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p> | <p>【一般的な方針】 引き続き、二国間の文脈及びグローバルな協力関係の構築に努める。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0"> <tr> <td>要人往来をはじめとする対話の継続・促進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>国際的課題や国際情勢に関する協議</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>民間部門における交流の促進</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>人的、知的交流の促進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 要人往来をはじめとする対話の継続・促進 | 今のまま継続 | 国際的課題や国際情勢に関する協議 | 今のまま継続 | 民間部門における交流の促進 | 拡充強化 | 人的、知的交流の促進 | 今のまま継続 | | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | 反映方針 | | | |
| 要人往来をはじめとする対話の継続・促進 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際的課題や国際情勢に関する協議 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間部門における交流の促進 | 拡充強化 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的、知的交流の促進 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | | | | | | | | | | | | | | |
| 反映方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第三者の意見</p> | <p>平成16年4月10日掲載朝日新聞夕刊「窓：論説委員室から」</p> <p>レジェビ首相(注：西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合に参加するため平成16年4月に来日した、コソボ暫定自治政府首相(当時))の言う通り、コソボはまだまだ不安定で国際社会の関与が必要だ。日本は遠くて利害も薄い地域だが、逆にそれだからこそ、積極的に手助けすれば、国際的な存</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|---|
| | 在感が増すだろう。 |
| 評価総括組織のコメント | <ul style="list-style-type: none">・ 政治的背景の異なる様々な諸国と接点を見だし関係強化を図っている姿勢が具体的な実績から明らかになっている。・ 独との間では国連安保理改革に関する協力を含む協力関係が進展した。・ 評価の切り口に沿って実績の説明がなされている。・ 今後の課題は具体的であり、政策の重点が明らかとなっている。 |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|---|
| 事務事業名 | 要人往来をはじめとする対話の継続・促進 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>【内容】</p> <p>独をはじめとする中・東欧諸国との間で実施された要人往来のうち主なものは以下のとおり。</p> <p>(往訪)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀井農水大臣のスイス訪問 ・ 常陸宮同妃両殿下のギリシャ訪問 ・ 荒井外務政務官のハンガリー、スロベニア、マケドニア訪問 ・ 川口総理大臣補佐官のブルガリア訪問 等 <p>(来訪)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイス・スイス大統領兼経済大臣 ・ ジュルチャーニ・ハンガリー首相 ・ シュレーダー独首相 ・ サクスコブルク・ブルガリア首相 ・ ベルカ・ポーランド首相 等 <p>【必要性】</p> <p>日独両国は、基本的価値観を共有し、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任を有する重要な政治的パートナーとして、協力関係を構築する必要がある。特に、国連安保理改革にておいては、両国は常任理事国候補として共通の立場を有しており、改革の実現に向けて緊密な協力関係を構築することが必要である。</p> <p>中欧諸国等は、イラクに部隊を現在派遣中乃至派遣した経験を有しており、近年日本からの投資も増加している他、安保理改革等でも我が国の立場を支持又は理解を示している国が多いことから、EU内における我が国と近い立場を有する国々との関係強化を図ることは有意義である。</p> <p>旧ソ連地域における民主化の波を受け、同地域の安定及び民主化が欧州全体の安定・安全保障にとって重要であるとの認識から、更なる民主化・市場経済化支援を行う必要がある。</p> | |
| 具体的成果(有効性) | <p>(1) 国連安保理改革に関して、04年9月、NYにおいて初のG4(日本、ドイツ、インド、ブラジル)首脳会談が開催され、また同年12月シュレーダー独首相の訪日においてハイレベル委員会の報告書提案を歓迎する共同プレス声明が公表されるなど、G4による結束強化が図られた。</p> <p>(2) 04年10月、ジュルチャーニ・ハンガリー首相が訪日し、両国関係の強化について提言をまとめるための、両国有識者から成る「日・ハンガリー協力フォーラム」の立ち上げに合意し、そのことを含む両国の「共同声明」が発出されるなど、二国間関係を強化することができた。</p> <p>(3) 04年12月、サクスコブルク・ブルガリア首相が訪日し、日本の安保理常任理事国入りを支持することを旨とする両国の「パートナーシップに関する共同声明」が発出されるなど、二国間関係を強化することができた。</p> <p>(4) 05年1月、ベルカ・ポーランド首相が訪日し、03年に署名された両国の「戦略的パートナーシップに向けた共同声明」に基づく協力の具体的成果及び将来の見通しについて意見交換することができた。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：)</p> |
| | 理由 | <p>中・東欧諸国との幅広い協力関係の構築のために、引き続き要人往来をはじめとする対話の継続・促進が重要。なお、日本へのハイレベルの訪問に比して、日本からのハイレベル、特に総理大臣、外務大臣の訪問がないことから、そのギャップを埋める努力が必要である。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|--|---|
| 事務事業名 | 国際的課題や国際情勢に関する協議・協力 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>【内容】</p> <p>旧ユーゴ紛争後も依然として不安定な西バルカン地域において、平和定着及び経済発展を支援するために関係諸国・国際機関等と協力しつつ、以下の会合等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合 ・西バルカン観光振興ワークショップ ・日EU西バルカン政策担当者協議 ・日EUトロイカ協議 ・PIC（ボスニア和平履行評議会）運営委員会政務局長会合 <p>また、OSCE選挙監視団に対して、ベラルーシ、マケドニア、ウクライナ、モルドバ（マケドニア以外は旧ソ連地域）に要員を派遣した。</p> <p>【必要性】</p> <p>依然として不安定な西バルカン地域において、日本は、EUの戦略的パートナーとして、また平和定着外交を推進するとの観点から、引き続き同地域の平和定着・経済発展に向けた支援を行う必要がある。また、旧ソ連地域における民主化の波を受け、同地域の安定及び民主化が欧州全体の安定・安全保障にとって重要であるとの認識から、更なる民主化・市場経済化支援を行う必要がある。</p> | |
| 具体的成果（有効性） | <p>「西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合」は、西バルカン諸国の外交・経済担当の閣僚を招聘するとともに、国連、EU加盟国、G8諸国等関係者の出席を得て、EU議長国であるアイルランド政府と共催で、東京において開催した。日本はこの地域で取り組むべき課題として「平和の定着」「経済発展」「域内協力」の三本柱を提唱し、会合の共同結論文書にも成果としてこれが盛り込むことができた。</p> <p>また、上記閣僚会合のフォローアップ開催した産業振興ワークショップにおいては、ボスニア・ヘルツェゴビナが次回ワークショップの開催を提案するなど西バルカン問題に取り組む関係者との協力関係を強化することができた。</p> <p>OSCEを通じた選挙監視要員の派遣は、対象地域の民主化を支援するとの日本の姿勢を伝えることができ効果があった。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針： ）</p> |
| | 理由 | <p>安保理改革、EUの対中武器禁輸措置問題、西バルカン諸国支援等の国際的課題や国際情勢に関し、中・東欧諸国との幅広い協力関係の構築のために、引き続き協力が重要。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|--|
| 事務事業名 | 民間部門における交流の促進 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>【内容】</p> <p>(1) 日独フォーラム</p> <p>04年10月、東京において、「2005/6年ドイツ年に向けて：日独交流の一層の拡大と発展のための諸方策」等の議題のもと第13回合同会議を開催。</p> <p>(2) 日独21世紀委員会</p> <p>04年9月、ウィーンにおいて、「21世紀が直面している経済的挑戦」というテーマのもと第8回会合を開催。</p> <p>【必要性】</p> <p>日独フォーラムは、92年4月のボンにおける日独首脳会談において、宮澤総理(当時)およびコール首相(当時)との間で、両国の関係強化と相互理解の増進を目的とし、両国各界有識者が自由な討議を行う場として創設する旨合意されたものである。また、日独21世紀委員会は、90年7月、中山外務大臣(当時)が、両国の交流をより広い分野において活性化させ、一層の相互理解を促進することを目的として、両国間の賢人会議の設置を提案しモック外相との間で合意されたものである。民間部門における協力は二国間関係の強化に必要であり、これらフォーラム・委員会はその一環である。</p> | |
| 具体的成果（有効性） | <p>日独フォーラムにおいては、日独両国が抱える国際的課題について、両国を代表する有識者の参加を得て議論することができた。また、日独21世紀委員会においても、拡大EUと東アジアの協力という時宜を得た課題について有益な議論を行うことができた。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針： ）</p> |
| | 理由 | <p>中・東欧諸国との幅広い協力関係の構築のためには、民間部門における交流が重要。04年の日ハンガリー首脳会談において、「日ハンガリー協力フォーラム」の立ち上げに合意したことを受け、独、奥に続き、ハンガリーとの間での同様の交流に努める。</p> |

事務事業の評価

| | | | | | |
|------------|--|----|---|----|--|
| 事務事業名 | 人的、知的交流の促進 | | | | |
| 事業の内容及び必要性 | <p>【内容】</p> <p>(1) 中・東欧諸国実務者招聘計画の実施 04年9月12～21日、アルバニア、クロアチア、セルビア・モンテネグロ、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、ルーマニアより各2名の14名を招聘し、「南東欧諸国における中小企業振興」というテーマのもと各界有識者等との意見交換や講演等への参加を企画した。また同計画で05年2月21～27日、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ルーマニアより各2名の12名を招聘し、「日本と中・東欧：京都メカニズムを通じた協力」というテーマのもとワークショップを開催した。</p> <p>(2) 中・東欧青年招聘計画（文化交流部予算）の実施</p> <p>【必要性】</p> <p>二国間の文脈及びグローバルな協力関係を構築する上で、招聘計画を通じた人的・知的交流は最も効果のある手段である。中・東欧諸国実務者招聘計画は、中・東欧諸国の我が国に対する理解の促進及び民主化・市場経済化等を側面支援することを通じた同地域の安定を目的として平成3年度から実施しているものであり、当該諸国との協力関係を構築するために実施する必要がある。</p> | | | | |
| 具体的成果（有効性） | <p>「日本と中・東欧：京都メカニズムを通じた協力」というテーマのもとワークショップの成果</p> <p>京都議定書が2月16日に発効した直後のタイミングで、京都メカニズムの1つであるJIについて、100名近くの日本企業関係者等が傍聴する中、中・東欧諸国の環境政策担当者と活発な意見交換を行ったことは、日本企業に対してJIに関する情報を提供するという観点から、有意義であり、日本と中・東欧諸国間の協力関係強化に資するものとなった。</p> <p>今回のワークショップを通じて、日本と中・東欧諸国とのJIは大きな潜在力があることが指摘されたが、同時にJIは、実際に案件を実施しようとしても、どの程度の排出量クレジットの獲得につながるかが分からない等といった不確実性が大きいことや、EUETSの開始が日本とのJI協力を制約要因となる側面もあること等が指摘された。このような議論を通じ、中・小規模の再生可能エネルギー案件（例：バイオマス）のように、優先分野やプロジェクトの規模を絞って、選択的に事業を実施すれば、有効な分野は充分あることが明らかになったが、これは、今後、関係者が実際に効果的にJIに取り組んでいく上での有益な参考となった。</p> | | | | |
| 総合的評価 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 1167 347 1240">結果</td> <td data-bbox="347 1167 1457 1240"> 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針： ） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1240 347 1321">理由</td> <td data-bbox="347 1240 1457 1321"> 中・東欧諸国との幅広い協力関係の構築のために、引き続き実務者及び将来有望な若手を招聘することが重要。 </td> </tr> </table> | 結果 | 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針： ） | 理由 | 中・東欧諸国との幅広い協力関係の構築のために、引き続き実務者及び将来有望な若手を招聘することが重要。 |
| 結果 | 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針： ） | | | | |
| 理由 | 中・東欧諸国との幅広い協力関係の構築のために、引き続き実務者及び将来有望な若手を招聘することが重要。 | | | | |

【参考資料】

- 西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合（概要と評価）
- 「日本と中・東欧：京都メカニズムを通じた協力」ワークショップ（概要と評価）
- 日独首脳会談（概要と評価）
- 小泉純一郎日本国総理大臣とゲアハルト・シュレーダー・ドイツ連邦共和国首相との間のハイレベル委員会報告書に関する共同プレス声明
- 日ハンガリー首脳会談（概要）
- 日ブルガリア首脳会談（概要）
- 日ポーランド首脳会談（概要）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

4 - 4 中央アジア・コーカサス諸国に対する二国間関係の増進

政策所管局室 中央アジア・コーカサス室
 評価年月日 平成17年5月

| | |
|----------------------------|---|
| <p>政策の目的</p> | <p>(1) 要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化 (2) 人材育成、インフラ整備への支援等による市場経済化の促進</p> |
| <p>政策の背景・概要と必要性</p> | <p>【背景】</p> <p>(1) 中央アジア・コーカサス地域（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア）は、ロシア、中国、中東に囲まれ、アフガニスタンにも隣接している。同地域の平和と安定は、ユーラシア全体の平和と安定に直結しているという意味において地政学的に極めて重要な地域である。9.11事件以降、対テロ作戦の観点から、中央アジアを巡る戦略環境は特に大きく変化し、同地域は国際社会においてさらに重要度を高めている。</p> <p>(2) また、中央アジア・コーカサス地域は、石油や天然ガスといった天然資源に恵まれており、油価高騰等で国際原油市場が不安定化する兆しが見える中、国際社会へのエネルギーの安定供給という意味においても近年益々その重要性を増している。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 平成16年度以降、9.11事件以降の上記の戦略環境の変化を踏まえ、わが国と同地域との関係に新たな次元をきり拓くことを目指し、今後のわが国の対中央アジア政策を従来どおり中央アジア各国との二国間関係を増進する努力を一層強化することに加え、中央アジア全体との対話と協力を推進していくこととした。</p> <p>(2) 中央アジア全体との対話と協力の推進については、中央アジア及びわが国の代表が一堂に会する「中央アジア+日本」対話を立ち上げた。具体的には、「中央アジア+日本」対話を通じ、今後、5分野（政治対話、地域内協力、ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流）を軸として中央アジア全体との対話と協力を推進していくことを決定した。</p> <p>(3) 二国間の政治対話（首脳会談・外相会談）では、首脳レベルでは4月に日キルギス首脳会談を行い、外相レベルでは川口大臣（当時）の中央アジア4ヶ国歴訪等が行われた。これらの政治対話は、二国間の関係強化のみならず、上記2.の立ち上げにも寄与した。</p> <p>(4) わが国は、中央アジア・コーカサス諸国に対し、市場経済導入の前提として不可欠な基礎生活分野やインフラ、又キャパシティ・ビルディングを支援するため、平成15年度までに累計で約3200億円相当の協力を実施しており、同地域の多くの国でトップ・ドナーの一角を占めているところ、平成16年度においても、幅広い分野における経済協力を行った。また、上記2.の「中央アジア+日本」対話・外相会合において今後3年間で1000名以上の研修員の受け入れを表明した。</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 以上のような背景の下、中央アジア・コーカサス地域の安定のために、わが国が計画経済や中央集権体制からの移行期にある同地域諸国の市場経済化や民主化に対する支援を継続することは、ユーラシア全体の平和と安定、世界規模でのエネルギー安全保障にも寄与する。</p> <p>(2) また、中央アジア・コーカサス諸国は、平和定着等でのわが国の国際的な貢献を高く評価しており、同地域の8ヶ国すべてがわが国の安保理常任理事国入りを支持している。中央アジア・コーカサス諸国との関係強化は、中国やロシア、中東に隣接する地政学的に重要な地域において新たな親日的国家群を形成するという意味でも、わが国の国益上有益である。</p> |
| <p>目的達成のための考え方</p> | <p>(1) 要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化のためには、様々なレベルの要人間において直接対話を行う場の設定が重要であり、その意味で「中央アジア+日本」対話を構築し、首脳会合や外相会合、その前提となる事務レベル協議は必要である。</p> <p>(2) 人材育成、インフラ整備への支援による市場経済化の促進のためには、まず市場経済化の前提となるインフラの整備、及び技術協力等による市場経済化の実施主体となる人材の育成が重要であり、そのためにはわが国の経済協力、わが国の民間部門における交流の促進、人的・知的交流の促進が必要である。</p> |
| <p>外部要因</p> | <p>わが国と中央アジア・コーカサス諸国との要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化、及び人材育成、インフラ整備への支援等による市場経済化の促進のためには、幅広い政策課題にわたる分野横断的な協</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--------|--------|--------|------|------|-------------------|--------|--------|----|----|
| | 力が必要であり、省庁横断的な施策が必要となる場合もある。 | | | | | | | | | | |
| 投入資源 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">予算</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>17.0</td> <td>14.4</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>10</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注) 本省分職員数 単位：人</p> | 予算 | 平成15年度 | 平成16年度 | 17.0 | 14.4 | 人的投入資源 (定員ベース) | 平成15年度 | 平成16年度 | 11 | 10 |
| 予算 | 平成15年度 | | 平成16年度 | | | | | | | | |
| | 17.0 | 14.4 | | | | | | | | | |
| 人的投入資源 (定員ベース) | 平成15年度 | 平成16年度 | | | | | | | | | |
| | 11 | 10 | | | | | | | | | |
| 政策の評価 | 【目的達成に照しての評価の切り口】 ・中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化の進展状況 | | | | | | | | | | |
| 【政策の目的達成状況】 | <p>(1) 要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化</p> <p>(イ) 中央アジア(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)及び我が国の代表が一堂に会する「中央アジア+日本」対話を立ち上げ、5分野を軸とした中央アジア全体との対話と協力の推進を決定したことは、中央アジアとの関係の強化の進展に寄与した。</p> <p>(ロ) これに加え、川口大臣(当時)の中央アジア4ヶ国歴訪をはじめ、逢沢副大臣のトルクメニスタン訪問等中央アジア諸国との政治対話をより重点的に実施した結果、前述の「中央アジア+日本」対話に関するわが国のイニシアティブに対して中央アジア側からは全面的な支持を得た。また、日本の国連安保理常任理事国入りを明確に支持する旨発言を得た。これらは関係の強化の進展を示すものである。</p> <p>(ハ) また、篠田欧州局審議官のカザフスタン、ウズベキスタン訪問及び「中央アジア+日本」対話・高級事務レベル会合(ウズベキスタン)等の事務レベル協議は、上記(イ)の「中央アジア+日本」の準備及びフォローアップに寄与し、結果として、中央アジア諸国との関係の強化の進展に寄与した。</p> <p>(2) 人材育成、インフラ整備への支援等による市場経済化の促進</p> <p>(イ) 平成16年度には、火力発電所の建設、鉄道新線建設といった市場経済化に必要な産業のためのインフラの整備、放送局機材、医療器材供与等民主化・市場経済化のための社会的基盤の整備、更には、債務救済措置、ノンプロジェクト無償、食糧増産援助等市場経済化の前提である国家の財政基盤の整備のための経済協力が実施され、援助受入れ側より謝意が表明された。また、今後3年間にわたり中央アジア諸国より1000名の研修生の受け入れる人材育成計画も川口大臣(当時)の中央アジア歴訪の際に発表し、右を実施した結果、中央アジアとの関係が強化され、市場経済化に必要な人材育成の促進に寄与した。</p> <p>(ロ) なお、民間部門における交流の促進を通じた市場経済化の促進については、平成16年度は、中央アジア・コーカサス諸国との間でその必要性が確認されたのみで具体的な方針は今後の検討課題となった。</p> <p>(ハ) 人的・知的交流を通じた市場経済化の促進については、具体的には、市場経済化を促進にも役立つ民主的な選挙制度の確立を促すため、コーカサス二カ国の選挙管理委員会の若手職員、中央アジア・コーカサス諸国からは健全な市場経済化を促進するために必要な環境対策に向けた若手環境行政担当者、外交官等多岐にわたる分野の責任者を日本に招聘し、各々の専門分野のカウンターパートとの意見交換を行った結果、市場経済化を進めるのに必要な分野における中央アジア・コーカサス諸国との関係が強化され、市場経済化の促進に寄与した。</p> | | | | | | | | | | |
| 【目的と手段の関係の適切性】 | <p>(1) 「中央アジア+日本」対話を実施することは、中央アジア諸国との二国間関係の強化に加え、各国個別のアプローチだけでは解決が困難な共通の課題に取り組むことで中央アジア全体との関係を強化・増進する上で、有効な手段であった。</p> <p>(2) ハイレベルでの政治対話を行うことは、我が国と中央アジア・コーカサス諸国間の相互理解や友好関係を維持・強化する上で、適切な手段であった。</p> <p>(3) 事務レベル協議を実施し、わが国の新たな対中央アジア政策の方向性や具体的な協力を明確化することは、中央アジア諸国との更なる関係強化の上で、適切な手段であった。</p> <p>(4) 経済協力、民間部門における交流の推進、人的・知的交流の実施により、中央アジア・コーカサス諸国の民主化や市場経済化を支援することは、中央アジア・コーカサス諸国との関係の基盤を強化</p> | | | | | | | | | | |

| | <p>する上で、適切な手段であった。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|-----------------|--------|-----------------|--------|---------|--------|------|--------|---------------|--------|------------|--------|--|------|------|------|------|--|--|--|
| 分析 | <p>平成16年度は、新たな対中央アジア政策を軸として、「中央アジア+日本」対話を立ち上げる等の施策を行ったことにより、政策目標である「中央アジア・コーカサス諸国に対する二国間関係の増進」に関し、特に中央アジアについては大きな前進があったと評価できる。平成17年度以降は、民主化要求等の政治動向を慎重に見きわめつつも、上記の新政策をさらに具体化していくことが重要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【今後の課題】 | <p>平成16年度に打ち出したわが国の新たな対中央アジア政策の基本方針に従い、平成17年度以降は、「中央アジア+日本」対話をさらに充実、具体化させると共に、コーカサス地域についても同様のアプローチの可能性を探求する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映) | <p>【一般的な方針】 平成17年度は以下の点に重点におき、政策を拡充・強化、あるいは継続する。</p> <p>(1) 中央アジア・コーカサス諸国との一層の信頼関係の構築を図るため、引き続きハイレベルの同地域諸国訪問の実現を探求する。</p> <p>(2) 「中央アジア+日本」対話を通じて打ち出した5分野¹(注)の協力の柱を軸として、閣僚及び事務レベルでの協議等を通じて、中央アジア諸国との協力(経済協力、ビジネス振興策、トラック2の立ち上げ等)を具体化していく。</p> <p>(3) 公館未設置地域等についての機構要求等を通じて中央アジア・コーカサス地域における実施体制面での強化を図る。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0"> <tr> <td>「中央アジア+日本」対話の実施</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>政治対話(首脳会談、外相会談)</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>事務レベル協議</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>経済協力</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>民間部門における交流の促進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>人的、知的交流の促進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>概算要求</th> <th>機構要求</th> <th>定員要求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 「中央アジア+日本」対話の実施 | 今のまま継続 | 政治対話(首脳会談、外相会談) | 今のまま継続 | 事務レベル協議 | 今のまま継続 | 経済協力 | 今のまま継続 | 民間部門における交流の促進 | 今のまま継続 | 人的、知的交流の促進 | 今のまま継続 | | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | 反映方針 | | | |
| 「中央アジア+日本」対話の実施 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政治対話(首脳会談、外相会談) | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務レベル協議 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済協力 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間部門における交流の促進 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的、知的交流の促進 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反映方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三者の意見 | <p>袴田茂樹・青山学院大学国際関係学部教授</p> <p>「『中央アジア+日本』対話・知的対話のためのシンポジウム」における発言(平成17年3月29日)、「ロシアの大国主義的アプローチ、あるいは米国や中国の対ロシア戦略の一環としてのアプローチと異なり、日本の中央アジアに対するアプローチは、戦略的野心をもたず、地域協力を促進するといった中央アジア諸国の真の自立を支援するものであり、このことはもっと強調されてもよい。」</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価総括組織のコメント | <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度は中央アジア・コーカサスとの関係では、外相訪問及びその際の「中央アジア+日本」対話設立により、協力関係がこれまでの関係から大きく前進した。 評価において、地域の戦略的重要性と関係強化の方途を明確にし、具体的成果をもって分析を行っている。 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性も具体的で概ね妥当である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 政治対話、地域内協力、ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流。

事務事業の評価

| | | |
|------------|--|---|
| 事務事業名 | 「中央アジア+日本」対話の実施 | |
| 施策の内容及び必要性 | <p>【事業の内容】</p> <p>平成16年8月 「中央アジア+日本」対話・外相会合（於：カザフスタン） 12月 「中央アジア+日本」対話・会合（於：ブルガリア） 平成17年3月 「中央アジア+日本」対話・高級事務レベル会合（於：ウズベキスタン）</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>中央アジア地域には、テロ、麻薬、輸送、水・エネルギー資源の有効利用、貿易、環境保全など地域を構成する各国の個別の取り組みだけでは解決が困難な共通の課題があり、中央アジア諸国間の地域内協力を促進していく重要性が高まっている。こうした背景の下わが国は、対中央アジア政策において、従来の二国間関係の強化に加え、地域内協力の促進等を目的に中央アジア全体との対話を進める必要性を認識しそれを具現化する枠組みとして中央アジア諸国とともに「中央アジア+日本」対話を立ち上げた。</p> | |
| 具体的成果（有効性） | <p>(1) 「中央アジア+日本」対話・外相会合では、わが国の提唱による同対話の推進に対し、中央アジア各国より歓迎と全面的な支持があった（各国側より「歴史的」等の発言が相次いだ）。「中央アジア+日本」対話は、既存の地域的会合にわが国が参加する形ではなく、わが国が提唱してゼロから立ち上げていくものであり、わが国と中央アジアとの関係の新たな次元をきり拓く枠組みとして、同対話の立ち上げは重要な成果である。</p> <p>(2) 高級事務レベル会合では、「中央アジア+日本」対話を推進していくにあたって、(1) 政治対話、地域内協力、ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流の5分野を柱にとり進めていくこと、(2) 特に地域内協力については短期的課題として、テロ、麻薬、地雷、貧困撲滅、医療・保健の5分野、中長期的課題として、環境、水、エネルギー、貿易・投資、輸送の5分野の計10分野において具体的な協力を推進していくことで意見の一致を見た。</p> | |
| 総合的評価 | 結果理由 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：「中央アジア+日本」対話に関わる諸措置を拡充して強化する。)</p> <p>「中央アジア+日本」対話は、既に中央アジア側からの全面的支持、今後の具体的な方針についての合意といった成果が出ているが、目的の達成に向けて、今後とも同対話を推進する上での5分野の柱に関する具体的な施策、ハイレベル・事務レベルの対話を一層強化する。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|--|--|
| 事務事業名 | 政治対話（首脳会談・外相会談） | |
| 事業の内容及び必要性 | <p>【事業の内容】</p> <p>(1) 首脳レベル 平成16年4月 日キルギス首脳会談</p> <p>(2) 外相レベル 平成16年8月 日ウズベキスタン外相会談（川口大臣の中央アジア歴訪） 8月 日カザフスタン外相会談（"） 8月 「中央アジア+日本」対話・外相会合（"） 8月 日タジキスタン外相会談（"） 8月 日キルギス外相会談（"）</p> <p>(3) その他 平成16年4月 阿部副大臣（当時）とズラビシヴィリ・グルジア外相との会談 7月 アジモフ・ウズベキスタン副首相訪日、小泉総理、川口大臣（当時）と会談 12月 川口総理補佐官とメレドフ・トルクメニスタン外相との会談 平成17年1月 逢沢副大臣のアゼルバイジャン、トルクメニスタン訪問</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>わが国と中央アジア・コーカサス諸国のハイレベルの政治対話は、地理的なアクセスの困難さ等の制約もあり、同地域の地政学的及びエネルギー安全保障上の重要性に比べ、十分な頻度で行われていたとは必ずしも言えない。また、9.11 事件以降の同地域を巡る戦略環境の変化を鑑みれば、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の更なる強化に向けて、双方間の要人往来や「中央アジア+日本」対話、各種の国際会議等の場をとらえ、わが国と中央アジア・コーカサス諸国とのハイレベルによる政治対話を一層強化していく必要がある。</p> | |
| 具体的成果 | <p>(1) 平成16年度は、中央アジア・コーカサス各国との間で様々な政治対話を実施した結果、首脳や外相等、個人的な信頼関係を構築できた他、全体として二国間関係の強化及び相互信頼関係の増進を図ることができた。</p> <p>(2) 特に平成16年8月の川口大臣の中央アジア4ヶ国歴訪は、訪問期間中に川口大臣がわが国の新たな対中央アジア政策に関する政策演説を行い、「中央アジア+日本」対話の初の外相会合を開催する等、わが国と中央アジアとの新たな時代をきり拓くものとなった。</p> <p>(3) また、独自の中立路線を歩むトルクメニスタンについても、平成16年12月のOSCE外相理事会の機会に川口総理補佐官とメレドフ外相が会談し、平成17年1月には逢沢副大臣が同国を訪問するなど、これまでに以上に関係強化を図ることができた。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：首脳、外相等ハイレベルの往来を強化する。）</p> |
| | 理由 | <p>平成16年度は川口大臣の中央アジア歴訪等大きな成果をあげたが、平成17年度以降もハイレベルの要人訪問を探求し、同地域諸国との一層の関係強化を図る。また、平成17年度は、愛・地球博への参加のために、中央アジア・コーカサス諸国から首相、閣僚級の要人が訪日する機会を捉え、ハイレベルの政治対話を実現すべく努力する。また、今後は、これまで対話の頻度が比較的低かった国（コーカサス諸国やトルクメニスタン）との間での要人の往来を増進するよう心がける。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|--|
| 事務事業名 | 事務レベル協議 | |
| 事業の内容及び必要性 | <p>【事業の内容】</p> <p>平成16年7月 篠田欧州局審議官のカザフスタン、ウズベキスタン訪問 平成16年12月 篠田欧州局審議官のカザフスタン、ウズベキスタン訪問 平成17年3月 「中央アジア+日本」対話・高級事務レベル会合（於：ウズベキスタン）</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>わが国の対中央アジア・コーカサス政策を実施するにあたっては、ハイレベルの要人往来のみならず、事前準備、フォローアップ等を行うために事務レベルでの協議が必要不可欠である</p> | |
| 具体的成果 | <p>平成16年度は、事務レベルにおいて「中央アジア+日本」対話の実現に向けての事前準備（平成16年7月、篠田欧州局審議官のカザフスタン、ウズベキスタン訪問）実現後のフォローアップ（平成16年12月、篠田欧州局審議官のカザフスタン、ウズベキスタン訪問）を実施し、高級事務レベル会合では既述のように同対話を推進する上での方向性および同対話の下での日本と中央アジア間の具体的な協力について中央アジア側と合意した。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：平成16年度に立ち上げた「中央アジア+日本」対話・高級事務レベル会合を継続して強化する。）</p> |
| | 理由 | <p>平成16年度は、「中央アジア+日本」対話・高級事務レベル会合を開催し、同対話を推進する上での方向性について合意するなどの成果があった。しかし、目的の達成に向けて長期的な取り組みが必要であり、今後は事務レベル協議を通じて上記の方向性に従い、協力の具体化を強化する。</p> |

事務事業の評価

| | | |
|------------|--|---|
| 事務事業名 | 経済協力 | |
| 事業の内容及び必要性 | <p>【事業の内容】</p> <p>わが国は、ソ連崩壊後の新たな国際情勢の下、中央アジア・コーカサス地域の地政学的な重要性を考慮しこれら諸国の民主化及び市場経済導入の努力を積極的に支援していくことを目的として、人材育成のための技術協力やインフラ整備、経済改革に伴う困難を緩和するための資金協力を引き続き実施した。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>(1) 中央アジア・コーカサス諸国は、平成3年のソ連崩壊に伴い独立を達成し、それぞれが国造りに取り組んでいる。しかし、各国とも非効率なシステムや老朽化したインフラなど旧ソ連時代からの負の遺産を抱え、市場経済導入の妨げとなっており、独立後13年を経た現在も移行期にある。市場経済においてはモノ・人・資本の円滑な移動が不可欠であり、そのためには基本的インフラの整備が必要であることから、中央アジア・コーカサス諸国側からもわが国からの支援への要望が極めて高い。</p> <p>(2) また、わが国の支援は、相手国の国民にも広く知られており、わが国の地位向上にも寄与している。わが国のプレゼンスを高め、国際社会におけるわが国の立場への支持を強化するためにも、重点分野をしばり、効率化を高めつつ、対中央アジア・コーカサス支援を拡充する必要がある。</p> | |
| 具体的成果 | <p>(1) わが国は、中央アジア・コーカサス諸国に対し、市場経済導入の前提として不可欠な基礎生活分野やインフラ、またキャパシティ・ビルディングを支援するため、平成15年度までに累計で約3200億円相当の協力を実施しており、同地域の多くの国でトップ・ドナーの一角を占めている。わが国からの支援は、相手国政府からも高い評価を得ており、平成16年度には要人往来等があるごとに謝意表明があった。</p> <p>(2) 平成16年度は、有償資金協力では鉄道新線建設（ウズベキスタン）、火力発電所改修（アルメニア）、無償資金協力では道路建設機材整備（ウズベキスタン）、放送局番組制作機材整備（キルギス）、医療機材整備（タジキスタン）の他、食糧増産援助（アゼルバイジャン、グルジア）等の供与を約束した。また人材育成のための専門家派遣、研修員受け入れを各分野で実施（なお、「中央アジア+日本」対話・外相会合にて今後3年間で1000名以上の研究員受け入れを表明）技術協力の円滑化のために技術協力協定を3ヶ国（カザフスタン、タジキスタン、キルギス）と合意した他、中央アジアの地域内協力を促進するためのプロジェクト形成調査ミッションを派遣した。</p> <p>(3) また、平成15年11月のグルジア「バラ革命」以降、同国の民主化、腐敗撲滅への積極的な取り組みを評価し、平成16年6月に開催されたグルジア支援国会合において、わが国は同国の更なる民主化・市場経済化を通じた国造り努力と現下の経済的困難の緩和を引き続き支援することを表明し、平成16年度には債務救済措置の実施、ノンプロジェクト無償資金協力、食糧増産援助の供与を約束した他、今後3年間に約100名の研修員受け入れを表明した。</p> | |
| 総合的評価 | 結 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> |

| | |
|----|--|
| 果 | (具体的対応方針：地域内協力の促進に資する協力案件の発掘を強化する。) |
| 理由 | 中央アジア・コーカサス諸国に対する経済協力は、同地域諸国の市場経済化や経済困難の克服に向けて長期的な取組が必要であり、今後は、「中央アジア+日本」対話で打ち出した地域内協力の促進に資する協力案件の発掘を強化する。 |

事務事業の評価

| | |
|------------|---|
| 事務事業名 | 人的、知的交流の促進（財界等民間部門における交流の促進を含む） |
| 事業の内容及び必要性 | <p>【事業の内容】</p> <p>(1) 人的交流</p> <p>(イ) 中堅指導者招へい（ニヤゾフ・ウズベキスタン国防次官）</p> <p>(ロ) コーカサス民主化促進青年招へい（アゼルバイジャン、グルジアの選挙管理委員会の若手職員6名）</p> <p>(ハ) NIS諸国青年招へい（「環境保全と経済開発」をテーマにNIS諸国から環境関係の若手行政官10名）</p> <p>(ニ) NIS諸国外交官招へい（各国の日本担当者を中心に外交官等11名）</p> <p>(2) 知的交流</p> <p>(イ) 『中央アジア+日本』対話・知的対話のためのシンポジウム』の開催</p> <p>(3) 民間部門の交流強化</p> <p>(イ) 平成16年度を通じて、本省、在外公館において、関係者との意見交換、ヒアリングを随時実施し、民間部門の交流強化へのニーズや問題意識の把握に努め、相手国に提起すべき問題点については、ハイレベルの会談等で提起した。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>(1) わが国と中央アジア・コーカサス諸国との関係を真に強固なものとするためには、政府レベルでの政治対話に加え、幅広い分野で人的・知的交流を積極的に行い、二国間関係の基盤を強化、拡充することが重要である。こうした認識に基づき、様々なテーマの各種招へい事業やシンポジウム等知的交流を実施している。</p> <p>(2) また、経済分野での関係強化が不可欠である。しかし、わが国と中央アジア・コーカサス諸国との経済関係は、これらの諸国の独立後、徐々に増加傾向がみられるものの、現状ではわが国の貿易額に占める中央アジア・コーカサス諸国のシェアはわずか0.7%（平成16年）と微々たるものに過ぎない。中央アジア・コーカサス諸国の首脳等からも要人往来等の機会があるごとに、わが国との貿易・投資に対する強い期待が表明されている。</p> |
| 具体的成果 | <p>(1) 平成16年度中堅指導者招へい、青年招へい、外交官招へいにおいて、被招へい者は、政治、経済、文化の各分野に関する多様なプログラムを通じ、対日理解を深めた。</p> <p>(2) 「中央アジア+日本」対話を推進する上での柱の一つに知的対話を設定し、平成17年度にはわが国と中央アジア各国の有識者が今後の対話と協力の方向性等につき意見交換する場（トラック2）を立ち上げる予定である。その準備会合として、平成16年度は、わが国の有識者の参加を得て『中央アジア+日本』対話・知的対話のためのシンポジウム』を開催した。同シンポジウムでは、今後の中央アジアとの知的対話のあり方などについて、多くの有益な意見が出され、トラック2の立ち上げに向けて参考となる所大であった。</p> <p>(3) 財界等経済の分野に民間部門の交流強化については、「中央アジア+日本」対話においてもその必要性が認識され、ビジネス振興が対話の協力の優先的5分野の柱の一つとなり、各国とも問題意識を共有しつつ引き続き取り組んでいくこととなった。</p> |
| 総合的評価 | <p>結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：トラック2の実施等を強化する。)</p> <p>理由 人的・知的交流は、平成16年までに様々な招へい枠を通じて中央アジア・コーカサス諸国から200名以上が訪日し、またシンポジウム（平成10、11、15、16年度に実施）等を通じて相互理解を深めているが、目的の達成に向けて長期的な取り組みが必要である。今後は、トラック2の立ち上げ、実施の面で強化を図る。</p> |

【参考資料】

(1) 外務省ホームページ

「川口外相の中央アジア歴訪（概要と評価）」（平成16年9月）

川口外務大臣演説「日本の新たな対中央アジア政策に関するスピーチ『新たな次元へ：中央アジア＋日本』」（平成16年8月26日）

「『中央アジア＋日本』対話・外相会合／共同声明 - 新時代を迎える日本・中央アジア関係 - 」（平成16年8月28日）

「逢沢副大臣のイラン、アゼルバイジャン、トルクメニスタン訪問（概要と評価）」（平成17年1月）

(2) 広報パンフレット

「躍動するユーラシアの国々 - 中央アジアとコーカサス - 」（外務省新独立国家室、平成16年3月）

「新たな次元へ 中央アジア＋日本」（外務省中央アジア・コーカサス室、平成17年2月）

(3) 青書、白書等

外務省『平成16年度外交青書』（平成16年）

外務省経済協力局『政府開発援助国別データブック』（平成17年3月）

(4) その他

『世界の動き（特集 日本と中央アジア）』（平成16年11月号、No.686）

『外交フォーラム（特集 日本の中央アジア外交）』（平成16年12月号、No.197）

『国際協力プラザ（特集 新たな次元へと向かう日本・中央アジア関係）』（平成17年2月号、Vol.126）

『中央アジア・シンポジウム - 中央アジアにおける地域協力の現状と未来 - 』（外務省中央アジア・コーカサス室、平成17年2月）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

「中央アジア + 日本」対話

日本の対中央アジア外交の二本柱

(2004年8月26日タシケントにおける外相政策演説
「新たな次元へ」にて表明)

二国間関係の増進・緊密化

中央アジア全体との対話の推進



(写真) 中央アジア + 日本」対話・SOM

2004年8月28日
於アスタナ(カザフスタン)
「中央アジア + 日本」
対話・外相会合

2004年12月7日
於ソフィア(ブルガリア)
「中央アジア + 日本」
対話・会合

2005年3月4日
於タシケント(ウズベキスタン)
第1回高級事務レベル会合
(SOM)



(写真) 中央アジア + 日本」対話・外相会合

今後の協力の5分野に合意

政治対話

地域内協力(10項目)

(テロ、麻薬、地雷、貧困撲滅、医療/保健、
環境、水、エネルギー、貿易/投資、輸送)

ビジネス振興

知的対話

文化交流・人的交流(含む観光)

更なる対話・協力の発展へ

4 - 5 平和条約締結への取組を含む、幅広い分野における日露関係の進展

政策所管局課（室） ロシア課

評価年月日 平成17年5月

| | |
|----------------------------|--|
| <p>政策の目的</p> | <p>領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること</p> |
| <p>政策の背景・概要と必要性</p> | <p>【背景】</p> <p>戦後60年近くにわたり未解決のままとなっている北方領土問題は日露関係における最大の懸案である。アジア太平洋地域では、中国の台頭、東アジア共同体創設に向けた動き等に見られるように、日露両国を取り巻く環境が大きく変化している。このような中で、日露関係は、サハリン・プロジェクトや太平洋パイプライン・プロジェクトを始めとしたエネルギー分野における協力、北朝鮮問題や非核化協力を始めとした国際舞台における協力など「日露行動計画」に従って幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えない。</p> <p>【必要性】</p> <p>領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、北東アジア地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要。</p> <p>平和条約交渉を精力的に進めると同時に、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。</p> <p>【概要】</p> <p>こうした背景の下、平成16年度において我が国は、以下の施策を講じてきた。</p> <p>(1) 平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備</p> <p>日露両政府間において平和条約締結交渉を精力的に行うとともに、平和条約締結交渉の推進環境整備のための四島交流、自由訪問及び北方墓参の北方四島訪問事業や世論啓発事業、並びに人道的観点に基づく北方四島住民支援を行った。</p> <p>(2) 政治対話の積極的な実施</p> <p>電話会談を含めあらゆる機会を捉えて首脳・外相レベルにおいて会談を実施し、国会議員・連邦議会議員の議員交流や地方政府関係者の交流を積極的に推進した。</p> <p>(3) 貿易経済分野における協力の推進</p> <p>貿易経済政府間委員会の開催、サハリン・プロジェクト及び太平洋パイプライン・プロジェクト等のエネルギー協力の推進、貿易投資促進機構の立ち上げを始めとした貿易投資の促進のための諸措置の実施、科学技術分野での協力、環境分野の協力、漁業分野での協力、及び対露技術支援等、日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を行った。</p> <p>(4) 国際舞台における協力の推進</p> <p>テロ協力や国連安保理改革等のグローバルな問題の解決のための協力、軍備管理・軍縮・不拡散分野での協力及び北朝鮮やイラク情勢といった緊急かつ重要な地域情勢に関する対話を行った。</p> <p>(5) 人的交流・文化交流の推進</p> <p>各種招聘事業、日露修好150周年記念事業等の文化行事、草の根交流事業、スポーツ交流事業及び日露青年交流事業を行った。</p> |
| <p>目的達成のための考え方</p> | <p>日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。</p> <p>このためには、平成15年1月の小泉総理の訪露の際に採択された「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展の各分野で着実に協力を進める必要がある。</p> |
| <p>外部要因</p> | <p>日露両国を巡る国際情勢、ロシアの内政の動向や欧米諸国やC I S諸国の動きなどのロシア外政をめぐる状況、ロシアの経済社会状況等が外部要因となった。</p> |

投入資源

| | | |
|----|--------|--------|
| 予算 | 平成15年度 | 平成16年度 |
| | 727.0 | 907.9 |

(注) 本省分予算 単位：百万円

| | | |
|-------------------|--------|--------|
| 人的投入資源 (定員ベース) | 平成15年度 | 平成16年度 |
| | 35 | 35 |

(注) 本省分職員数 単位：人

政策の評価

【目的達成に照しての評価の切り口】

- ・ 平和条約締結に向けた取組みの進展状況
- ・ 幅広い分野における日露間の協力の進展状況

【政策の目的達成状況】

戦後60年を経た今日に至っても領土問題をめぐって双方の主張が未だ平行線を辿っており、こうした現状を未来永劫続けることは日露双方の利益にならず、現状を打破することが必要。平成16年度においても、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、平和条約交渉が精力的に進められるとともに、「日露行動計画」の着実な実施を通じて幅広い分野で両国関係が進展した。

(1) 平和条約締結に向けた取組みの進展状況

平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

6月の日露首脳会談、11月の日露首脳会談で、両首脳が平和条約締結の必要性を確認。11月には、ラヴロフ外相がロシアのテレビ番組の中で、対日関係の重要性、領土問題の解決による平和条約締結の必要性を強調し、翌日プーチン大統領が上記発言を支持し、12月には、プーチン大統領が記者会見において日ソ共同宣言がロシアにとって義務的なものであることを確認するなど、ロシア側から平和条約交渉へのある種の真剣さの現れとも受け止められる発言がされた。1月の日露外相会談では、領土問題については、両国の立場に隔たりがあるが、隔たりを埋めるために真剣な話し合いを行っていくことで意見が一致した。また、世論啓発事業を通じ、平和条約問題へのロシア世論の関心が高まり、四島交流、自由訪問、北方墓参や北方四島住民支援事業を通じ四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。

(2) 幅広い分野における日露間の協力の進展状況

政治対話の積極的な実施

6月のシーアイランド・サミットの際の日露首脳会談、同月の川口大臣(当時)の訪露、11月のAPECの際の日露首脳会談及び外相会談、1月の町村大臣の訪露等の機会を通じて、平和条約締結問題及び、幅広い分野における日露協力及び喫緊の国際情勢について緊密な意見交換が行われ、活発な政治対話が維持された。

議会間、議員間交流の分野においては、2004年1年間で日露双方あわせて延べ80名以上の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その他にも、閣僚レベルの接触、日露賢人会議、地方関係者の交流等、重層的な対話が行われた。

(3) 貿易経済分野における協力の推進

日露の経済関係は、好調なロシア経済及び我が国民間企業の対露ビジネスへの関心の増大等を背景に引き続き拡大し、2004年の日露間の貿易高は対前年比5割増の約90億ドルとなり、過去最高額を記録した。こうした中、経団連日本ロシア経済委員会、経済同友会等我が国民間経済団体のミッションが多数訪露し、ロシアからも、キリエンコ・沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表、マトヴィエンコ・サンクトペテルブルク市知事他が多数の企業関係者を率いて訪日し、日露のビジネス関係者間で今後の協力につき具体的な話し合いが行われ、日露経済関係の一層の緊密化に寄与するものとなった。

また、サハリン1・2プロジェクトや太平洋パイプライン・プロジェクトを始めとするエネルギー分野での協力、ロシアのWTO加盟に関する日露二国間交渉等が進展し、こうした協力の進展は、平成17年1月の町村大臣訪露の際にはラヴロフ外相及びフリステンコ産業エネルギー大臣との間でも確認された。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|------|-------------|--------|-----------------|------|---------------|--------|--------------|------|--|------|------|------|------|--|--|--|
| | <p>(3) 国際舞台における協力の推進 非核化協力分野におけるロシアの退役原子力潜水艦の解体事業の進展、国連安保理改革、北朝鮮問題等を巡る緊密な意見交換等、日露間の国際舞台における協力が進展した。</p> <p>(4) 人的交流・文化交流の推進 文化・国民間交流の分野では、10月に金沢で第四回日露フォーラムが開催された他、日露青年交流事業として、平成16年度には104名にのぼる交流が実施され、人的交流、文化交流が進展した。2005年1月からは日露修好150周年事業が始まり、相互交流、相互理解を後押しした。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【目的と手段の関係の適切性】</p> | <p>「日露行動計画」の着実な実施は、平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備、政治対話の積極的な実施、貿易経済分野における協力の推進、国際舞台における協力の推進、人的交流・文化交流の推進を通じ、幅広い分野における関係の発展が相互に肯定的な影響を及ぼし合う中で、平和条約締結問題についても前進をはかっていくこととなるものであり、政策の目的を達成するために適切であった。</p> <p>分析 平和条約交渉については引き続き粘り強い交渉を継続しているが、交渉中の案件であり、具体的な進捗状況を評価することは困難である。 平和条約交渉と幅広い分野における協力は一方における進展が他方における進展を促進する効果を持つものであり、いずれにおいても前進を図っていくことは適切であった。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【今後の課題】</p> | <p>平成17年度においても、日露関係における最大の課題は平和条約問題である。引き続き我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続する。この観点から、領土問題解決に向けた環境整備を一層進めていく必要がある。同時に、「日露行動計画」の着実な実施を通じて、幅広い分野で日露関係を一層発展させていく必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p> | <p>【一般的な方針】 引き続き我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、「日露行動計画」の着実な実施を通じて、幅広い分野で日露関係を発展させていく。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0" data-bbox="427 1205 1444 1384"> <tr> <td>平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>政治対話の積極的な実施</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>貿易経済分野における協力の推進</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>国際舞台における協力の推進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>人的交流・文化交流の推進</td> <td>拡充強化</td> </tr> </table> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1" data-bbox="395 1464 1436 1599"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 | 拡充強化 | 政治対話の積極的な実施 | 今のまま継続 | 貿易経済分野における協力の推進 | 拡充強化 | 国際舞台における協力の推進 | 今のまま継続 | 人的交流・文化交流の推進 | 拡充強化 | | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | 反映方針 | | | |
| 平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 | 拡充強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政治対話の積極的な実施 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貿易経済分野における協力の推進 | 拡充強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際舞台における協力の推進 | 今のまま継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的交流・文化交流の推進 | 拡充強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 概算要求 | 機構要求 | 定員要求 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反映方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第三者の意見</p> | <p>平成16年4月14日及び平成17年2月2日に行われた日露賢人会議第一・第二回会合において、双方の委員は、()日露両国政府により「日露行動計画」が着実に実施され、日露関係が幅広い分野で進展していることを評価した。また、()日露間の貿易取引の拡大や、サハリン1・2プロジェクトに代表されるエネルギー分野で具体的な協力が進展していることが歓迎された。同時に、()第二次世界大戦終了後60年を経た今日に至ってもなお、日露間で領土問題が未解決であることは、日露双方の利益に合致せず、日露関係の一層の発展のためにはこれを解決し、平和条約を締結することが不可欠であるとの指摘がなされ、平和条約交渉の進展のために、両国の首脳が強い指導力を発揮することに対する期待感が表明された。(iv)日露関係の礎を築く青年間の交流をはじめとし、学術交流、スポーツ交流、文化交流、議員交流等様々な人的交流の進展により、日露両国民間の信頼関係を強化していくことが重要であるとの指摘がなされた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|---|
| 評価総括組織のコメント | <ul style="list-style-type: none">・ ロシアとの関係では、政策目的に向けて精力的な外交が展開され、引き続き平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備に取り組むとともに、幅広い分野での関係強化では、着実な実績が積み重ねられた。・ 評価においては、具体的成果をあげて進展状況をわかりやすく説明しており分析も概ね妥当である。・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策は、これまでの取組を全て強化していく方向性が示されているが、現状に照らして妥当である。・ 17年度の重点外交政策である。・ 18年度の重点外交政策である |
|--------------------|---|

事務事業の評価

| | |
|--------------------------|---|
| <p>事務事業名</p> | <p>平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備</p> |
| <p>施策の内容及び必要性</p> | <p>【内容】</p> <p>(1) 平和条約交渉の推進 戦後60年近くにわたり未解決となっている北方領土問題を解決して平和条約を締結する交渉を推進するため、日露両国の首脳レベル(2回実施)、外相レベル(5回実施)及び次官級協議(2回実施)等、あらゆるレベルにおける可能な限り頻繁な平和条約締結交渉を行い、日露関係の完全な正常化を図るよう努めた。特に、プーチン政権が第二期目に入ったことをうけて、プーチン大統領の訪日に向け、活発に協議を行った。</p> <p>(2) 領土問題解決に向けた環境整備 ロシア国民が北方領土問題について十分な理解を有していると言い難い状況の中、日露両国民の相互理解を促進し、ロシア人の我が国に対する信頼感を高め、平和条約の締結に前向きなロシア国内世論を形成するために、以下のとおり領土問題解決に向けた環境整備に取り組んだ。</p> <p>(3) 四島交流、自由訪問、北方墓参 内閣府と協力の下、天候の影響で中止があったものの各事業が概ね年間計画に沿って実施された。四島交流では16回の訪問事業(639名参加)及び9回の受け入れ事業(437名参加)で計1076名が参加した。自由訪問では3回の訪問で計141名が北方四島を訪問した。北方墓参では3回の訪問で計121名の元島民及び関係者が墓参を行った。また、四島交流の枠内で、択捉島にある元島民による建造物の修復・保存のための事前調査が行われた。</p> <p>(4) 世論啓発事業 日露フォーラムを開催した他、北方領土復帰期成同盟を通じた北方領土ゼミナール開催、インターネット啓発事業を行った。また、北方領土問題に関して新たに英語及びロシア語で歴史的経緯や我が国政府の考え方等をわかりやすく記した啓発資料を作成して、我が方大使館のホームページに掲載するとともに、大使館及び総領事館を通じて広く配布し、啓発に努めた。 また、町村大臣はロシアプレス(通信社3件、テレビ2件)に対し積極的かつ効果的に対面・書面取材に応じた。</p> <p>(5) 北方四島住民支援 国後島、択捉島在住の患者4名を市立根室病院にて受け入れ、1名については医師の判断により札幌のクラーク病院に転院させ、手術を行った。また、色丹島在住の患者2名を北海道大学病院にて受け入れた。また、現地のニーズに応じ、択捉島に対し食料品、医薬品及び医療消耗品、国後島及び色丹島に対し医療消耗品を供与した。</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 平和条約交渉の推進 戦後60年近くにわたり未解決のままとなっている北方領土問題は日露関係における最大の懸案である。領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、北東アジア地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。</p> <p>(2) 領土問題解決に向けた環境整備 四島交流、自由訪問、北方墓参は、北方四島の元島民をはじめとする日本国民と四島のロシア人住民との間の相互理解を促進し、現島民の我が国に対する懸念・不安等を解消し、平和条約交渉の環境整備として重要。 各種世論啓発事業は、北方領土問題について十分な理解を有していると言い難いロシア国民に対して、同問題の歴史的経緯及び日露関係の完全な正常化の必要性について啓発し、我が国との平和条約の締結に前向きなロシア国内世論を形成することはロシアとの間で平和条約交渉を進める上で不可欠。 また、北方四島住民支援事業は四島住民にとって真に人道的に必要な支援を実施していくことにより、四島住民の我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の促進に向けた環境を整備していくために重要。</p> |
| <p>具体的成果(有効性)</p> | <p>(1) 平和条約締結交渉 平成16年5月にプーチン政権が2期目に入ったことを受けて、プーチン大統領の訪日に向けて、首脳レベル、外相レベル、事務レベルで精力的に交渉が行われた。この中で、11月に入り、露国内において、プーチン大統領及びラヴロフ外相より、相次いで平和条約問題について発言があり、</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>今後の交渉に対するある種の真剣さの表れが見られた。</p> <p>(2) 領土問題解決に向けた環境整備</p> <p>四島交流の第7回訪問団を乗せた船が台風の影響で出域手続を行えないまま海上待機する事態となったが、双方の間で速やかかつ円滑に調整が行われ無事帰還したことは、これまでの信頼と実績によるところが大きかった。これはこの事業が継続的に行われていることによるものである。</p> <p>積極的に世論啓発に努めていることで、日露間の閣僚・首脳レベルの会談前後だけでなく日露関係、平和条約問題に関し細かな日本側の動きをフォローした報道がなされている。プーチン大統領及びラヴロフ外相よりの相次ぐ平和条約問題についての発言とその後の各種報道は、ロシア国民の世論喚起の観点からも反響が大きく、その後の日露双方のこの問題に対する関心が一層増しており、報道も増えている。</p> <p>患者の受入れ及び現地のニーズに応じた医薬品、食糧品等の供与については、四島側から謝意が表明されるなど、高い評価が得られている。</p> |
| 総合的評価 | <p>結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：日露修好150周年という歴史的節目の年を契機とし、プーチン大統領の訪日及びその準備の機会を捉えた精力的な平和条約交渉と、その為の環境整備のための事業の改善を図っていく。)</p> |
| | <p>理由</p> <p>日露間には、未だ北方領土問題が未解決のまま残されている。日露修好150周年という歴史的節目の年である平成17年度にはプーチン大統領の訪日も予定されており、これを契機として、我が国としては、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した方針の下、引き続き精力的に交渉を継続するとともに、領土問題解決に向けた環境整備の更なる改善に努めることが不可欠である。</p> |

事務事業の評価

| | |
|------------|---|
| 事務事業名 | 政治対話の積極的な実施 |
| 事業の内容及び必要性 | <p>【内容】</p> <p>日露間では、電話会談を含めあらゆる機会を捉えて首脳・外相レベルにおいて会談が行われ、平成16年度においては首脳会談を計2回、外相会談を計5回、電話外相会談を計4回行った他、森前総理とプーチン大統領の会談も行い、政治対話が積極的に推進された。</p> <p>2004年1年間で日露双方あわせて延べ80名以上の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問。またマラホフ・サハリン州知事、シュティロフ・サハ共和国大統領、マトヴィエンコ・サンクトペテルブルク市知事、ルシコフ・モスクワ市長、キリエンコ・沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表等の地方知事等の相互訪問も活発に行われた。</p> <p>【必要性】</p> <p>北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を目指すとともに幅広い分野で日露関係を進展させるためには首脳レベル、閣僚レベル、事務レベルの緊密な政治対話が必要。また、議会間、議員間交流、日露賢人会議、地方関係者の交流等重層的対話の推進が不可欠。</p> |
| 具体的成果(有効性) | <p>平成16年度においては、平成16年5月にプーチン政権が2期目に入ったことを受けて、プーチン大統領の訪日に向けて、あらゆる首脳・外相レベルの会談が活発に行われた。この中で、11月に入り、露国内において、プーチン大統領及びラヴロフ外相より、相次いで平和条約問題について発言があり、今後の交渉に対するある種の真剣さの表れが見られた。</p> <p>また、相互に積極的に行われた議員交流の機会には、相互の信頼と理解が深められた。</p> |
| 総合的評価 | <p>結果 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：日露修好150周年、プーチン大統領訪日を契機として、平成17年度の要人往来を活発化する)</p> |
| | <p>理由</p> <p>首脳及び閣僚レベルを始めとする重層的な政治対話は、平和条約問題及び幅広い分野の協力を推進するための重要な機会である。日露修好150周年という歴史的節目の年である平成17年度にはプーチン大統領の訪日も予定されており、今後とも、政治対話を積極的に実施していくことが重要である。</p> |

事務事業の評価

| | |
|------------|--|
| 事務事業名 | 貿易経済分野における協力の推進 |
| 事業の内容及び必要性 | <p>【内容】</p> <p>(1) 貿易経済政府間委員会 平成17年1月、町村大臣がモスクワを訪問し、フリステンコ産業エネルギー大臣との間で、貿易経済日露政府間委員会共同議長間会合を開催し、サハリン・プロジェクトの順調な進展及び太平洋パイプライン・プロジェクトの戦略的重要性の確認、ロシアのWTO加盟問題についての協議等幅広い日露間の経済問題につき意見交換を行った。この会合の結果、ロシアのWTO加盟に関する日露二国間の交渉につき関税の引き下げに関する交渉が実質的に決着したことを確認するとともに、来るプーチン大統領の訪日の際の実務分野における成果につき具体的な議論を行うこと等を目的として、貿易経済日露政府間委員会第7回会合を近く開催することにつき合意した。</p> <p>(2) エネルギー協力 太平洋パイプライン・プロジェクトについては、平成16年12月31日に東シベリアのタイシェットから太平洋岸のペレヴォズナヤ湾を結ぶルートでパイプラインを建設するとのロシア政府命令が発出されたことを踏まえ、右実現に向けた日露間の協力のあり方に関し専門家間での協議を行った。 我が国企業が参画する形で具体的協力が進展しているサハリン・プロジェクトについて、民間ビジネスの円滑な実施のための環境整備を露側に働きかけを行った。</p> <p>(3) 貿易投資の促進のための諸措置 我が国企業が対露貿易投資上直面するトラブル(通関制度や事実関係の誤認に基づく多額の追徴課税や債務未払い等)につき、公平、公正かつ透明なかたちで解決されるよう、累次に亘り露側政府関係者に働きかけを行った。また、日露両国の企業及び制度に関する情報提供、コンサルティング(企業紹介、初期的な進出支援)、日露企業間の紛争の予防・解決への支援を通じて、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図る目的で、日露貿易投資促進機構の設立につき日露間で意見交換を行ってきたところ、平成16年6月には、日露貿易投資促進機構の日本側機構の活動が開始され、ロシア側機構の活動の早期開始に向け、様々な機会に協議を行った。</p> <p>(4) 科学技術分野の協力 平成16年8月には、ロシア排他的経済水域において我が国海洋調査船「みらい」による海洋の科学的調査が行われた。 また、平成17年1月には、第4回宇宙協力合同委員会が開催され、宇宙開発分野における日露間の協力につき意見交換を行った。 科学技術一般、宇宙、原子力の平和的利用、情報通信技術等の分野において必要な政府レベルの意見交換が行われた。</p> <p>(5) 環境分野の協力 我が方からロシア側に対し、首脳会談、外相会談等の機会を通じて累次に亘りロシアによる京都議定書の批准を働きかけた結果、平成16年10月に京都議定書の批准法案がロシアの国会で承認され、11月のプーチン大統領による署名を経て、平成17年2月16日に京都議定書が発効した。</p> <p>(6) 漁業分野の協力 (イ) 漁業交渉 平成16年4月、モスクワで日露漁業合同委員会第20回会議を開催し、我が国200海里におけるロシア系サケ・マス類の同年の操業及び漁業関連の協力につき妥結した。また、平成17年3月には同委員会第21回会議を開催し、同年の操業及び協力につき妥結した。 平成16年11月、モスクワで北方四島周辺操業枠組み協定に基づく政府間協議を実施し、協定の効力の1年間延長を確認した。また、同時に開催された民間交渉において、双方の交渉団は平成17年の操業条件につき妥結した。 平成16年12月、モスクワにおいて日露地先沖合漁業協定に基づく日露漁業委員会第21回会議を実施し、平成17年の操業条件につき妥結した。 政府間協定等に基づく我が国漁船の操業につき、ロシアの国内手続の遅れにより我が国漁船の出</p> |

| | |
|-------------------------------|---|
| | <p>漁時期が遅れるような事態が頻発しており、このような事態の再発防止に向け種々の申入れを町村外務大臣を始めとしてあらゆるレベルで行った。</p> <p>(ロ) ロシア船舶による水産物の密漁・密輸出問題 偽造の貨物税関申告書を提示するロシア漁船を特定するための日露間の通報システムは順調に機能しているものの、ロシア側は、ロシア船舶による自国の法令に違反した漁獲やその国外持出が依然として減少しないことを問題視しており、このため、それぞれの側が現行法令に基づく国内措置を強化するとともに、日露の関係当局間の協力措置を実施する方向で鋭意調整を進めてきた。</p> <p>(7) 対露技術支援 ロシアにおける改革の促進のための技術支援を行う日本センター事業は、「日露行動計画」において、「ロシア連邦の市場経済への移行を促進した」との意義が明記されている。平成16年度においては、平成15年度に引き続き支援委員会廃止後の新しい枠組みの下で、ロシア側においてニーズの高い各種事業（経営関連講座、訪日研修、日本語講座等）を実施した。また、日本センターは技術支援の成果を活用する形で日露経済交流の促進に向けた事業（ビジネスマッチング等）を行っており、平成16年6月以降は、日露貿易投資促進機構の日本側機構としての活動も開始した。</p> <p>【必要性】 「日露行動計画」の6つの柱の一つとして掲げられた「貿易経済分野における協力」を推進することは、我が国の経済的利益を増進するだけでなく、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図るとともに、幅広い分野での日露関係を進展させるという基本政策に資するものである。</p> |
| <p>具体的成果 (有効性)</p> | <p>(1) 貿易経済政府間委員会 平成17年1月の貿易経済政府間委員会共同議長間会合は、平成15年12月に行われたカシヤノフ首相（当時）の訪日以来の日露経済協力の進捗状況をレビューする好機となり、来たるプーチン大統領訪日に向けた経済分野の準備作業を進める重要な会合となった。</p> <p>(2) エネルギー協力 サハリン・プロジェクト及び太平洋パイプライン・プロジェクト等のエネルギー分野を含む幅広い分野において日露間の協力が具体的な形で進展した。 我が国企業が参画する形で具体的協力が進展しているサハリン・プロジェクトについて、民間ビジネスの円滑な実施のための環境整備を露側に働きかけ、プロジェクト関連の受注を通じた日露貿易取引への好影響の継続を政府レベルで後押しすることとなった。また、太平洋パイプライン・プロジェクトについても、その実現に向けた日露協力のあり方についての議論を進めることができた。</p> <p>(3) 貿易投資の促進のための諸措置 我が国企業が対露貿易投資上直面するトラブルにつき、累次に亘り露側政府関係者に働きかけを行った結果、一部については露側の改善策が得られ、個別企業の具体的な要望にも応じてロシア政府に必要な働きかけを行い、我が国民間経済界からも評価を得た。また、平成16年6月には、日露貿易投資促進機構の日本側機構の活動が開始されるに至り、日露間の貿易投資活動一層の発展のための環境整備が更に進んだ。</p> <p>(4) 科学技術分野の協力 科学技術一般、宇宙、原子力の平和的利用、情報通信技術等の分野において必要な政府レベルの意見交換が行われ、右を通じて当該分野における民間レベルの日露協力の進展を促進した。</p> <p>(5) 環境分野の協力 我が国は、1997年の京都会議の議長国として京都議定書の作成に貢献するとともに、その後も地球温暖化防止のための合意形成に努めてきたところ、小泉総理からプーチン大統領への直接の働きかけ等が奏功し、ロシア政府が京都議定書を締結した結果、京都議定書が発効するに至った。</p> <p>(6) 漁業分野の協力 (イ) 漁業交渉 政府間協定等に基づく我が国漁船の操業につき、ロシアの国内手続の遅れにより我が国漁船の</p> |

| | | | | | |
|--------------|--|-----------|--|------------|--|
| | <p>出漁時期が遅れるような事態が頻発しており、このような事態の再発防止に向け種々の申入れを町村外務大臣を始めとしてあらゆるレベルで行った結果、手続の迅速化等において一定の成果が見られた。また、ロシア船舶による水産物の密漁・密輸出対策についても、対策の強化に向けた協力についての議論が進展した。</p> <p>(ロ) ロシア船舶による水産物の密漁・密輸出問題</p> <p>日露双方が現行法令に基づく国内措置を強化するとともに、日露の関係当局間の協力措置を実施する方向で鋭意調整を進めてきた結果、日露の事務レベルにおいては、海洋生物資源の保存等の観点から、今後、両国間で新たな協力を実施することに関する口上書を交換することで一致し、来たるプーチン大統領の訪日の成果文書とすべく案文調整が開始され、この分野での日露間の協力が深化した。</p> <p>(7) 対露技術支援</p> <p>ロシアにおける改革の促進のための技術支援を行う日本センター事業は、ロシア連邦の市場経済への移行を促進する意義を持つものであり、ロシア各地で高い評価が得られている。</p> | | | | |
| <p>総合的評価</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 636 347 786"> <p>結果</p> </td> <td data-bbox="347 636 1465 786"> <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針:貿易経済政府間委員会や17年度より正式に活動を開始する貿易投資促進機構等を効果的に活用しつつ、エネルギー、科学技術、漁業等幅広い分野での日露間の経済交流、貿易投資拡大のための環境整備を進める。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 786 347 931"> <p>理由等</p> </td> <td data-bbox="347 786 1465 931"> <p>今後とも「日露行動計画」の着実な実施を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことは我が国の経済的利益の増進のみならず、平和条約交渉の観点からも重要であり、日露間の貿易経済分野での活動の具体化が一層進む見通しであることから、この分野における日露間の協力を一層推進させる必要がある。</p> </td> </tr> </table> | <p>結果</p> | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針:貿易経済政府間委員会や17年度より正式に活動を開始する貿易投資促進機構等を効果的に活用しつつ、エネルギー、科学技術、漁業等幅広い分野での日露間の経済交流、貿易投資拡大のための環境整備を進める。)</p> | <p>理由等</p> | <p>今後とも「日露行動計画」の着実な実施を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことは我が国の経済的利益の増進のみならず、平和条約交渉の観点からも重要であり、日露間の貿易経済分野での活動の具体化が一層進む見通しであることから、この分野における日露間の協力を一層推進させる必要がある。</p> |
| <p>結果</p> | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針:貿易経済政府間委員会や17年度より正式に活動を開始する貿易投資促進機構等を効果的に活用しつつ、エネルギー、科学技術、漁業等幅広い分野での日露間の経済交流、貿易投資拡大のための環境整備を進める。)</p> | | | | |
| <p>理由等</p> | <p>今後とも「日露行動計画」の着実な実施を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことは我が国の経済的利益の増進のみならず、平和条約交渉の観点からも重要であり、日露間の貿易経済分野での活動の具体化が一層進む見通しであることから、この分野における日露間の協力を一層推進させる必要がある。</p> | | | | |

事務事業の評価

| | | |
|------------|---|--|
| 事務事業名 | 国際舞台における協力の推進 | |
| 事業の内容及び必要性 | <p>【内容】</p> <p>(1) グローバルな問題の解決のための協力分野 テロ協力分野では、平成15年度に引き続き、第3回日露テロ協議が12月に開催され、日露間の国際テロ問題に対する協力が進められた他、9月の北オセチア共和国における学校占拠事件に関し、国際赤十字社・赤新月社連盟を通じて10万ドルの緊急無償資金協力を行った。 国連安保理改革に関しては、2004年5月の日露外相会談、9月の日露外相会談、11月の日露外相会談等累次の機会にハイレベルで意見交換し、引き続き緊密に協議していくこととなった。</p> <p>(2) 軍備管理・軍縮・不拡散分野 非核化協力分野においては、ロシア退役原潜解体協力事業「希望の星」の第一号プロジェクトであるヴィクター級原潜の解体協力事業が12月に完了した。</p> <p>(3) 地域情勢に関する対話 首脳レベル、外相レベルにおいても北朝鮮やイラク情勢といった緊急かつ重要な問題について、電話会談も含め種々の機会に協議が行われた他(首脳・外相レベルでのやり取りについては「政治対話の積極的な実施」を参照)、日露次官級協議を含む事務レベルでも数多くの協議が行われた。</p> <p>【必要性】</p> <p>非核化協力分野におけるロシアの退役原子力潜水艦の解体事業、国連安保理改革、北朝鮮問題等を巡る緊密な意見交換等、国際舞台における協力は日露双方にとって戦略的意義を有する協力分野。本施策の積極的な実施は、国際的な平和と安定の維持及び強化に資するのみでなく、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図るとともに幅広い分野での日露関係を進展させるという基本政策に資するものである。</p> | |
| 具体的成果 | <p>(1) グローバルな問題の解決のための協力分野 テロ協力分野では、平成15年度に引き続き、日露テロ協議が開催され、日露間の国際テロ問題に対する協力が進められた。また、9月の北オセチア共和国における学校占拠事件の際の緊急無償資金協力に関し、ロシア側からは謝意の表明があった。 国連安保理改革に関しては、ハイレベルで意見交換し、引き続き緊密に協議していくこととなった。露側よりは、安保理の拡大が決定される場合には、日本は常任理事国の有力な候補であるという立場が繰り返し示された。</p> <p>(2) 軍備管理・軍縮・不拡散分野 非核化協力分野においては、ロシア退役原潜解体協力事業の5隻の新規解体事業の準備作業も進み、この分野での日露間の協力が順調に進展した。</p> <p>(3) 地域情勢に関する対話 北朝鮮、イラク、CIS(旧ソ連諸国)諸国等と伝統的に独自の関係を有するロシアとの意見交換は、我が国の対外政策を考える上でも有益であった。</p> | |
| 総合的評価 | 結果 | <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：日露関係の潜在力に比し低い水準にある国際舞台の協力につき、北朝鮮問題に関する六者協議の再開に向けた協力や安保理改革に関する協議を始めとした緊密な協議や、新規原潜解体事業に向けた協力等、各分野において本年のプーチン大統領訪日に向けさらなる協力の強化を目指し緊密な協議を開催する。)</p> |
| | 理由等 | <p>日露修好150周年という歴史的節目の年である平成17年度には、プーチン大統領の訪日も予定されており、「行動計画」の着実な実施を通じて、日露関係の潜在力に比し低い水準にある「国際舞台における協力」を推進していくことが重要である。</p> |

事務事業の評価

| | |
|--------------------------|--|
| <p>事務事業名</p> | <p>人的交流・文化交流の推進</p> |
| <p>事業の内容及び必要性</p> | <p>【内容】</p> <p>(1) 招聘（オピニオン・リーダー招聘、対先進国招聘、議員招聘） 平成16年度においては、招聘事業が多く行われ、これら被招聘者と我が国の政府関係者、議会関係者、経済有識者間で意見交換が行われた。オピニオンリーダー招聘のスキームでは、キリエンコ・沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表、フェルゲンガウエル・軍事アナリストが訪日。対先進国招聘のスキームではトロコンスキー・ノヴォシビルスク州知事、シュティロフ・サハ共和国大統領が訪日。議員招聘ではボゴモロフ・ロシア国家院議員一行、国家院若手議員グループが訪日。その他特別招聘としてマトヴィエンコ・サンクトペテルブルク市知事が訪日した。</p> <p>(2) 大型文化行事 平成16年度は、2005年が日露通好条約締結から150周年に当たることから、日露修好150周年記念事業として同年1月より地方自治体や民間団体のイニシアティブにより各種記念事業、交流行事、文化行事が企画・実施されている（2005年12月31日まで）。</p> <p>(3) 草の根交流事業 平成16年度においては、ロシア5公館や対日友好団体からの要望に基づき、漫画、文芸、日本文化、邦楽、アニメーション、舞踏、映画等幅広い分野での交流事業を実施した。第4四半期については、2005年が「日露修好150周年」実施年にあたることから、オープニング事業として位置づけた事業をいくつか実施した。</p> <p>(4) 日露スポーツ交流事業 日露両国の間のスポーツ分野の交流を抜本的に拡充することにより両国の国民間の友好、信頼及び相互理解の深化を一層促進するために平成16年度から新規に開始され、サンクトペテルブルク柔道ジュニアチーム（10名）を招聘した。</p> <p>(5) 日露青年交流事業 日露青年交流委員会による交流事業は、日露間の若い世代の交流を抜本的に拡充することが、長期的、継続的な国民レベルの相互理解及び信頼関係の強化に資するとの考え方にに基づき、小淵総理訪露の際に署名された「モスクワ宣言」の合意に従って、平成11年7月より事業を開始したものである。 日露青年交流事業は約5年間に1581人の人的交流を実現し、平成16年度には、ジャーナリストグループ、日本語履修学生グループ、外交官・若手公務員グループ、青年政策関係者グループ、日本語教師派遣等104名にのぼる交流が実施され、人的交流の促進、交流分野の裾野の拡大に大きく貢献した。</p> <p>【必要性】 文化・国民間交流を推進していくことは、日露両国民間の信頼と相互理解を増進し、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図るとともに幅広い分野で日露関係を進展させるという基本政策に資するものである。</p> |
| <p>具体的成果</p> | <p>(1) 招聘（オピニオン・リーダー招聘、対先進国招聘、議員招聘） 招聘事業はロシア国内において大きな影響力を有する人物に我が国の重要性を認識させるとともに、議会や有識者を通じてロシア国内世論の対日理解を高めていく上で有効であった。</p> <p>(2) 大型文化行事 日露修好150周年記念行事の実施が、両国国民相互間の理解と交流を一層深め、日露関係の重要性への理解を深め、21世紀に相応しい日露関係を創り上げていくことにつながる事が期待されている。</p> <p>(3) 草の根交流事業 日露の人的交流は他の隣国と比較し、依然として規模が小さく、とりわけ草の根レベルにおける交流を促進していく必要がある。本事業を日露修好150周年にからめ広報したことで、大きな広報効果を得ることができた。また、草の根レベルでロシアにおいて対日理解の促進に貢献している</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>人物を招聘し、関係者との意見交換や日本文化体験を行い、対日理解の醸成、ロシアにおけるネットワーク、当省及び各館とのさらなる関係構築をはかることができた。かかる人物を招聘できるスキームは他にはなく、日露間の草の根レベルでの交流には不可欠な事業である。</p> <p>(4) 日露スポーツ交流事業 スポーツを通じた日露交流は、国民間の信頼及び相互理解を増進させ、交流の裾野が広がり有効である。</p> <p>(5) 日露青年交流事業 青年交流についての重要性は日露双方の認識が一致しており、カシヤノフ前首相の日本公式訪問に関する共同声明、日露賢人会議、日露フォーラム等において、その重要性につき度々指摘あり。ラヴロフ外相はじめロシア各層より高い評価を得ている。交流事業の実施は、人的交流のすそ野を拡大し対日関心層を拡大(教師派遣による日本語履修学生増大)するものであり、重要な政策手段の一つである。</p> |
| 総合的評価 | <p>結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的な対応方針: 日露修好150周年という歴史的に重要な節目の年であり、記念行事を始めとした様々な文化交流事業、人的交流事業を一層活発化する。)</p> |
| | <p>理由等 現在、「日露行動計画」が着実に実施され、日露間の文化交流及び人的交流が拡大傾向にある。上記の施策は、日露関係の更なる発展及び強化に資するものであり、今後とも両国間の相互理解の増進に努めることは重要である。</p> |

【参考資料】

「日露行動計画」採択以降の同「行動計画」の各分野に見る日露関係の実績

平成17年度外交青書

最近の日露関係

近年の日露間のハイレベル政治対話

北方領土問題について

北方領土問題の経緯

四島交流・自由訪問・北方参実績

日露経済関係

2004年の議員交流の実績

日露青年交流事業

日露草の根交流事業

日本の対ロシア支援の概要

日露賢人会議第2回会合結果概要

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。